

平成 2 2 年 6 月 1 日

千葉県報第 1 2 5 1 3 号 別冊

平成 2 1 年度

行政監査結果報告書

千葉県監査委員

目 次

監査の概要	1
第1 行政監査の趣旨	1
第2 監査のテーマ及び選定理由	1
1 監査のテーマ	1
2 選定理由	1
第3 監査実施概要	1
1 監査対象検査等	1
2 監査対象年度	2
3 監査の実施時期	2
4 監査の実施方法	2
5 監査の着眼点	2
監査の結果	2
第1 概要	2
第2 検査等の実施状況	3
1 検査等体制について	3
(1) 実施機関等	3
(2) 実施職員の資格の必要性	3
(3) 実施する職員数	3
(4) 実施職員に対する研修	3
(5) 通報制度の設置	3
2 検査等計画について	4
(1) 実施要綱等の制定	4
(2) 実施計画の作成等	4
(3) 計画に対する実施状況	4
(4) 実施時期(周期・間隔等)	4
3 検査等基準及び手法について	4
(1) 実施基準等の設定	4
(2) 検査等手法	4
(3) 関係機関との連携	4
4 検査等結果について	4
(1) 結果の公表	4
(2) 指摘等に対する改善報告等の徴収及び 改善状況の確認方法	5
(3) 指摘事項等の状況	5
5 不適正事案への対応について	5
別表 検査等の状況及び意見の概要	6
第3 検査等別の監査結果	7
(1) 学校法人検査指導	8
(2) 社会福祉法人の指導監査	10

(3) 児童福祉行政指導監査	1 2
(4) 老人福祉施設・有料老人ホーム検査	1 4
(5) 指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査	1 6
(6) 介護保険法に基づく指導監査	1 8
(7) 医療機関の検査	2 0
(8) 麻薬・向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査	2 2
(9) 薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等 に対する薬事監視	2 4
(1 0) 毒物劇物監視	2 6
(1 1) 医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業 に対する薬事監視	2 8
(1 2) 食品衛生施設の監視指導	3 0
(1 3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査	3 2
(1 4) 浄化槽等立入検査	3 4
(1 5) 浄化槽保守点検業者立入検査	3 6
(1 6) 産業廃棄物発生事業所立入検査	3 8
(1 7) 一般廃棄物処理施設立入検査	4 0
(1 8) 産業廃棄物処理施設等立入検査	4 2
(1 9) 消費生活協同組合法に基づく検査	4 4
(2 0) 農業協同組合法に基づく検査	4 6
(2 1) 水産業協同組合法に基づく検査	4 8
(2 2) 食品表示(J A S 法) 立入検査	5 0
(2 3) 土地改良区等検査	5 2
(2 4) 建設業者立入検査	5 4
(2 5) 宅地建物取引業者に対する立入検査	5 6
(2 6) 特例民法法人立入検査	5 8

【資 料】

法令等に基づく検査・監査等一覧	6 1
-----------------	-----

監査の概要

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうか、について監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

2 選定理由

本県を含む各地で、食品の偽装表示やマンション等耐震偽装、医療事故など県民が不安を抱く事案が発生している。

こうした状況を踏まえて、法令等に基づき県が実施している「団体等に対する検査・監査等」（以下「検査等」という。）の実態を把握し、検査等の事務が適切に実施されているかなどについて監査する。

第3 監査実施概要

1 監査対象検査等

法令等に基づき県が実施している検査等を調査したところ、知事部局、教育庁、警察本部において、123件の検査等が実施されていた。（61ページ 資料 参照）

このうち、県民生活に関わりが深いもの、県民の関心が高いと思われるもの等を中心に、次の26件を選定し、監査を実施した。

	検査等の名称		検査等の名称
1	学校法人検査指導	14	浄化槽等立入検査
2	社会福祉法人の指導監査	15	浄化槽保守点検業者立入検査
3	児童福祉行政指導監査	16	産業廃棄物発生事業所立入検査
4	老人福祉施設・有料老人ホーム検査	17	一般廃棄物処理施設立入検査
5	指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査	18	産業廃棄物処理施設等立入検査
6	介護保険法に基づく指導監査	19	消費生活協同組合法に基づく検査
7	医療機関の検査	20	農業協同組合法に基づく検査
8	麻薬・向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査	21	水産業協同組合法に基づく検査
9	薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に対する薬事監視	22	食品表示（JAS法）立入検査
10	毒物劇物監視	23	土地改良区等検査
11	医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業に対する薬事監視	24	建設業者立入検査
12	食品衛生施設の監視指導	25	宅地建物取引業者に対する立入検査
13	水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査	26	特例民法法人立入検査

2 監査対象年度

平成20年度を対象としたが、平成20年度に検査等を実施していない場合は、検査等を実施した直前年度（平成19年度・平成18年度）とした。

3 監査の実施時期

平成21年7月から平成22年3月まで

4 監査の実施方法

検査等を所管する本庁所管課から提出された監査調書等により職員調査を実施し、その結果を踏まえて監査委員による書面監査を実施した。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項に着目して実施した。

- (1) 検査等体制（組織・人員、研修、通報制度等）は整っているか。
- (2) 検査等計画は適切か。
- (3) 検査等基準及び手法は適切か。
- (4) 検査等結果（公表、改善報告等の徴収、改善状況の確認等）の取扱いは適切か。
- (5) 不適正事案に対する対応状況は適切か。

監査の結果

第1 概要

今回行政監査の対象とした検査等の実施状況について確認・検証した結果、大部分の検査等においては、国や県の検査基準などにより各検査等機関が策定した実施計画に基づきおおむね適切に実施されていたが、

- ア 検査等体制の充実強化を図る必要があるもの 9件
- イ 検査等担当職員研修の充実を図る必要があるもの 4件
- ウ 検査等の実施要綱等の整備を検討する必要があるもの 2件
- エ 検査等を計画どおり実施する必要があるもの 3件
- オ 関係機関との連携の強化を図る必要があるもの 7件

が、認められた。（6ページ 別表の 参照）

については、検査等を円滑に実施し、さらに精度を高めるため、事務分掌・業務配分等の見直しや同一の検査等を実施している機関との情報交換・共有化、国、市町村、警察等関係機関との連携の充実強化を図るなど、効率的・効果的に検査等を実施するための体制の整備・強化を進めていく必要がある。

また、実効ある検査等を進める上で、県民からの情報提供は重要であるので、検査等の情報受入窓口の整備や周知を図り、提供された情報を検査等を実施する際に有効に活かしていくことが必要である。

検査等結果の公表については、ホームページ等で詳細に公表しているものや概略のみ公表しているもの、全く公表していないものなど様々であったが、県民への安全・安心の確保や各団体等の適正な事業運営の推進のため、個人・法人情報保護の観点等から公表することがふさわしくないものを除き、できる限り広く公表する必要がある。

第2 検査等の実施状況

1 検査等体制について

(1) 実施機関等

実施機関別に見ると、本庁所管課のみで検査等を実施しているものが7件、出先機関のみで実施しているものが4件、本庁と出先機関で分担又は合同で実施しているものが15件となっている。

これらのうち、専門の組織を設けていたものが7件あったが、その他のものは、検査等業務以外に一般的な指導・許認可事務などを所掌している室・班等で実施している。(6ページ 別表の 参照)

(2) 実施職員の資格の必要性

法令等の規定により、検査等を実施する職員に資格が必要なものは8件であり、全て必要な資格を有する者が任命されていた。

(6ページ 別表の 参照)

(3) 実施する職員数

1団体当たりの検査等人員については、大部分が2名以上で検査等を実施していたが、2件については、1名で実施していた。

なお、検査等精度の向上のため、公認会計士が同行して実施していたものが2件、警察から職員の派遣を受け、連携対応しているものが2件あった。

(4) 実施職員に対する研修

職員研修については、大部分の検査等において国や関係機関が実施する研修への参加や内部研修等を実施していた。

(5) 通報制度の設置

県民モニター制度や電話等の相談窓口を設置しているものが5件あった。

(6ページ 別表の 参照)

その他のものは、相談窓口等を設けていないが、通報等があれば立入検査等を実施するなど随時対応している。

2 検査等計画について

(1) 実施要綱等の制定

実施要綱等を制定していないものが2件あったが、その他のものは実施要綱等を制定していた。(6ページ 別表の 参照)

(2) 実施計画の作成等

通報・苦情があった場合などに検査等を実施することとしている3件については、実施計画を作成していなかったが、その他のものは、年度当初に、当該年度に実施する検査等の目標数や重点項目等を定めた実施計画を作成していた。

(6ページ 別表の 参照)

(3) 計画に対する実施状況

目標数を達成できなかった検査等が3件あり、このうち、特例民法法人立入検査において、検査等を所管している58課のうち検査を全く実施していない所管課が4課、実施率が低い所管課が2課あったが、その他のものは、計画どおり実施していた。(6ページ 別表の 参照)

(4) 実施時期(周期・間隔等)

根拠法に実施周期が明記されている農業協同組合、水産業協同組合に対する検査等において、国の実施状況に準じて法定周期とは異なる周期で実施していたが、その他のものは、実施要綱等により実施時期(周期・間隔等)を定め実施していた。

3 検査等基準及び手法について

(1) 実施基準等の設定

検査等基準は、実施手順やチェック項目及び適否の判断基準等を定めたもので、26件全てが、県の実施基準等を定めているか、または国の基準を活用し実施していた。

(2) 検査等手法

チェックリストやマニュアル等を策定し、検査等の効率性、実効性や統一性を図っていたものが大部分であった。

(3) 関係機関との連携

検査等を的確かつ効果的・効率的に実施するため国、市町村、警察や他部局等の関係機関と連携し、検査等を実施しているものが20件あった。

(6ページ 別表の 参照)

4 検査等結果について

(1) 結果の公表

ホームページや業務年報、国・県の白書等で公表しているものが14件あった。(6ページ 別表の 参照)

なお、特例民法法人立入検査については、現在公表していないが、今後、公表について検討することとしている。

(2) 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法

26件全てが改善報告書等の提出を求め、再検査等あるいは次回の検査等において改善状況を確認している。

(3) 平成 2 0 年度の指摘事項等の状況

検査等の結果、指摘事項等が認められなかったものが 1 件、口頭により指導・助言したものが 4 件、これらを除く検査等については、文書等の書面により指摘・改善指導等を実施していた。(6 ページ 別表の 参照)

5 不適正事案への対応について

平成 1 8 年度から平成 2 0 年度の間、マスコミ等で報道された県内で生じた不適正事案に係る検査等は 1 8 件であり、その対応として、行政処分や補助金の減額、検査等の強化などを行ったほか、再発防止の観点から、検査等体制や実施要綱等の見直し、関係団体等への周知啓発・注意喚起、関係機関との連携の強化を図るなどにより対応していた。(6 ページ 別表の 参照)

別表 検査等の状況及び意見の概要

検査等名称	検査体制						検査等計画		目標未達成	関係機関との連携 有	監査結果の公表 有	指摘事項等の状況	不適正事案 有	意見の概要	
	実施機関			資格の必要性	通報制度			実施要綱等 無							実施計画 無
	本庁のみ	出先のみ	検査専門の組織		県民モニター	電話窓口	相談窓口								
1 学校法人検査指導												書面			
2 社会福祉法人の指導監査												書面		イ オ	
3 児童福祉行政指導監査												書面		イ オ	
4 老人福祉施設・有料老人ホーム検査												書面		ア イ オ	
5 指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査												書面		イ オ	
6 介護保険法に基づく指導監査												書面		ア	
7 医療機関の検査												書面			
8 麻薬・向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査												書面			
9 薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に対する薬事監視												書面		ア	
10 毒物劇物監視												書面		ア	
11 医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業に対する薬事監視												書面			
12 食品衛生施設の監視指導												書面		ア	
13 水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査												書面		ア	
14 浄化槽等立入検査												口頭		オ	
15 浄化槽保守点検業者立入検査												無			
16 産業廃棄物発生事業所立入検査												書面			
17 一般廃棄物処理施設立入 検査												書面			
18 産業廃棄物処理施設等立入検査												書面		エ	
19 消費生活協同組合法に基づく検査												口頭		エ	
20 農業協同組合法に基づく 検査												書面		ア	
21 水産業協同組合法に基づく検査												書面		ア	
22 食品表示(JAS法)立入 検査												書面		オ	
23 土地改良区等検査												書面			
24 建設業者立入検査												口頭		ウ	
25 宅地建物取引業者に対する立入検査												口頭		ウ	
26 特例民法法人立入検査												書面		ア エ オ	

意見の概要

- ア 検査等体制の充実強化を図るもの
- イ 検査等担当職員研修の充実を図る必要があるもの
- ウ 検査等の実施要綱等の整備を検討する必要があるもの
- エ 検査等を計画どおり実施する必要があるもの
- オ 関係機関と連携の強化を図る必要があるもの

第3 検査等別の監査結果

各検査等別の監査結果及び実施状況は、次のとおりである。

	(頁)
(1) 学校法人検査指導	8
(2) 社会福祉法人の指導監査	10
(3) 児童福祉行政指導監査	12
(4) 老人福祉施設・有料老人ホーム検査	14
(5) 指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査	16
(6) 介護保険法に基づく指導監査	18
(7) 医療機関の検査	20
(8) 麻薬・向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査	22
(9) 薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に対する薬事監視	24
(10) 毒物劇物監視	26
(11) 医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業に対する薬事監視	28
(12) 食品衛生施設の監視指導	30
(13) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査	32
(14) 浄化槽等立入検査	34
(15) 浄化槽保守点検業者立入検査	36
(16) 産業廃棄物発生事業所立入検査	38
(17) 一般廃棄物処理施設立入検査	40
(18) 産業廃棄物処理施設等立入検査	42
(19) 消費生活協同組合法に基づく検査	44
(20) 農業協同組合法に基づく検査	46
(21) 水産業協同組合法に基づく検査	48
(22) 食品表示(JAS法)立入検査	50
(23) 土地改良区等検査	52
(24) 建設業者立入検査	54
(25) 宅地建物取引業者に対する立入検査	56
(26) 特例民法法人立入検査	58

(1)

検査・監査等名称		学校法人検査指導
概 要	根拠法令等	私立学校振興助成法第12条第1号
	目的及び内容	千葉県私立学校経常費補助金の交付を受け、または同補助金の交付を受けようとする学校法人に対し、補助金の交付目的の達成を図るため、各学校法人における業務運営及び会計処理の状況について検査指導を行う。
	対象先	学校法人
	対象団体等数	394法人
	検査・監査数	83法人 内訳 定例検査 70法人 特別検査 8法人 事後確認検査 5法人
所管部課		総務部学事課
検 査 ・ 監 査 等 の 状 況	体制	1 体制及び人数 学事課企画宗務室指導検査グループ4名及び私学振興室9名計13名（他業務と兼務） 2 実施する職員数 実地検査は、指導検査グループ1名と私学振興室の担当者1名の計2名で実施している。 3 実施職員に対する研修 国主催の研修への参加や職場内研修を実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 学校法人検査指導実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び「実施要綱細則」を制定している。 2 実施計画の作成 毎年5月に作成している。 3 計画に対する実施状況 ・計画数 78法人 ・実施数 78法人（実施率100%） 4 実施時期（実施要綱細則で定めている） ・定例検査 経常経費補助金の交付を受けている学校法人に対し、4年ないし6年に1回実施する。 ・特別検査 新設法人や学校運営等に問題が認められる法人に対し随時実施する。 ・事後確認検査 定例検査、特別検査において、その改善状況を確認する必要がある法人等に対し、定例検査等を実施した翌年度等を実施する。
	基準及び手法	1 実施基準等の設定 実施要綱及び実施要綱細則に基づき実施している。 2 定例検査における監査指導の手法 ・自己診断方式による書類検査と職員による実地検査を行う。 ・実地検査における検査対象は、原則当該年度分と前年度分である。

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書通知により指摘をした事項について、改善後に文書で報告を受け、現地確認が必要と認めた場合は特別検査又は事後確認を実施している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 法人の管理運営、学校の管理運営及び財務の管理運営に関し328件の指摘等を行った。</p>
	不適正事案への対応	<p>平成19年度において、1法人で不適正な簿外資産会計が確認されたことから、適正な処理に修正するよう指導を行うとともに、経常費補助金の減額を行った。</p>

(2)

検査・監査等名称		社会福祉法人の指導監査
概要	根拠法令等	社会福祉法第56条
	目的及び内容	法人の運営、事業経営について指導監査等を行うことにより社会福祉事業の適正かつ円滑な運営の確保を図る。
	対象先	社会福祉法人
	対象団体等数	417法人
	検査・監査数	316法人
	所管部課	健康福祉部健康福祉指導課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター（習志野、松戸、印旛、山武、君津）の監査指導課56名（うち5名嘱託） 健康福祉指導課調整指導室1名（他業務と兼務） 実施する職員数 実地指導監査は、健康福祉センターの職員2名以上で実施している。 実施職員に対する研修 健康福祉センターの指導監査を担当する職員を対象に、各分野（児童、老人、障害者施設等）の専門研修等を約11日間で実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」を制定している。 実施計画の作成 各健康福祉センターにおいて作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 322法人 実施数 316法人（実施率98.1%） 実施時期 指導監査 1年ないし4年に1回実施する。 特別監査 運営等において重大な問題がある法人等に対し、随時実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 「社会福祉法人指導監査基準」を定めている。 手法 対象法人から「社会福祉法人等指導監査調書」の提出を求め、それに基づき実地で指導監査を行う。 関係機関との連携 各健康福祉センター指導監査担当と関係する各主務課の職員による会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 監査指導課長会議（年4回開催） 監査業務担当者連絡調整会議（月1回開催）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検査・監査等の状況</p>	<p style="text-align: center;">結 果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施結果通知方法 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項は文書で通知する。 2 結果の公表 公表していない。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による指摘事項については、通知後1月以内に改善状況報告を求めるほか、必要に応じて現地確認を行う。 4 指摘事項等の状況 組織運営（定款変更や役員構成等）や経理事務（事務処理の不備や規程の不備等）等に関する事項について400件の文書による指摘を行った。
--	--	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">意見</p>	<p><u>社会福祉法人の指導監査をはじめ次ページ以降の(3)(4)(5)(6)の業務については、主に健康福祉センターの職員が行っていることから、健康福祉指導課が研修や主務課間との調整等について所掌しているところである。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在の研修は、述べ11日間行っているが、その内容はそれぞれの所管課の担当者が指導監査の概要や実施要綱等の説明を行うことが主であることから、担当職員の実務上のスキルアップに向けた研修を取り入れるなど充実を図る必要がある。 2 毎月開催している監査業務担当者連絡調整会議は、会議内容が恒常化している傾向にあるため、定例的な会議に留まらず、事例研究や積極的な意見交換の場として活用できるよう開催時期や会議内容等を見直すべきである。 3 主務課間の情報交換が十分に行われていないことから、指導監査に当たっての実施計画、実施結果及び課題などについて、話し合う場を設けるべきである。
---	--

(3)

検査・監査等名称		児童福祉行政（保育所、認可外保育所）指導監査
概要	根拠法令等	児童福祉法第46条第1項、第59条第1項 児童福祉法施行令第38条、児童福祉法施行規則第49条
	目的及び内容	児童福祉施設（保育所、認可外保育施設）に対する支弁費等の事務処理や施設設備が児童福祉施設最低基準等を上回る環境の下運営されているかを個々に確認し、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保する。
	対象先	保育所、認可外保育施設（指定都市・中核市除く）
	対象団体等数	保育所：537、認可外保育施設：145 計682施設
	検査・監査数	保育所：535、認可外保育施設：138 計673施設
	所管部課	健康福祉部児童家庭課
検査・監査等の状況	体制	1 体制及び人数等 ・健康福祉センター（習志野、松戸、印旛、山武、君津）の監査指導課56名（うち5名嘱託） ・児童家庭課少子化対策室4名（他業務と兼務） 2 実施する職員数 実地指導監査は、2～3名で実施している。 3 実施職員に対する研修 健康福祉センターの指導監査を担当する職員を対象に、各分野（児童、老人、障害者施設等）の専門研修等を約11日間で実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 「児童福祉行政（保育所）指導監査実施要領」、「認可外保育施設指導監査実施要綱」及び「認可外保育施設立入調査実施要領」を制定している。 2 実施計画の作成 各健康福祉センターにおいて作成する。 3 計画に対する実施状況 ・計画数 682施設 ・実施数 673施設（実施率98.7%） 実地監査 388施設 書面監査 147施設 監査を実施しない9施設は、休業や廃止施設である。 4 実施時期 認可保育所及び認可外保育所とも年1回以上実施する。
	基準及び手法	1 実施基準等の設定 「児童福祉行政（保育所）指導監査実施要領」、「認可外保育施設指導監査実施要綱」及び「認可外保育施設立入調査実施要領」に基づき実施している。 2 手法 ・一般指導監査 原則、実地監査であるが、前回の指導監査において、指摘事項等がなく、良好と認められる保育所については、書面監査を実施する。 ・特別指導監査 改善が図られない場合や通報等により緊急を要する場合に、児童家庭課と健康福祉センターの合同で実施する。 ・認可外保育施設への立入調査 当該施設の所在市町村と連携のうえ、保育従事者数や施設整備等について調査を実施する。

検査・監査等の状況	基準及び手法	3 関係機関との連携 消防署、保健所から防災設備、保健衛生に関する助言等を得ている。
	結 果	1 実施結果通知方法 指導監査終了後、講評及び必要な助言等を行うとともに、指摘事項は後日文書で通知する。 2 結果の公表 ・「事業停止命令」、「施設閉鎖命令」などにより行政処分をした施設 ・指導監査基準を満たしている認可外保育施設 について、県のホームページでその旨を表示している。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による指摘事項については、期日を付し改善状況報告を求めるほか、特に重要事項と判断される場合については、現地へ立入り直接確認を行う。 4 指摘事項等の状況 ・認可保育所 施設の運営管理体制に関する事項等 1 3 5 施設に対し、3 2 7 項目について文書による改善指導を行った。 ・認可外保育所 施設の運営管理体制に関する事項等 6 4 施設に対し、2 2 9 項目について文書による改善指導を行った。 無認可保育所は、平成 1 9 年 1 0 月から平成 2 0 年 9 月末までの検査結果である。
	不適正事案への対応	平成 1 9 年度に認可保育所で、保護者からの通報により、立入調査を行った結果、施設、職員配置、補助金の使途等で不適正な事案が確認されたことから改善勧告を行い改善計画を提出させ、確認検査等を実施した。 なお、現在、施設設備の改善を進めているところである。 平成 2 1 年度の一般指導監査の結果では、更なる改善の意向が見受けられるため、次年度早期に現況確認調査を実施する予定である。

意見	保育所の指導監査等は、主に健康福祉センターの職員が行っているが、さらに実効性のある指導監査等を行うため、担当者のスキルアップに向けた研修を充実させるとともに、関係機関との連携の強化や情報の共有化をより一層図る必要がある。
----	--

認可外保育所 児童の保育を目的とする施設で、児童福祉法に定める認可を受けていない施設。

(4)

検査・監査等名称		老人福祉施設指導監査・有料老人ホーム立入検査
概要	根拠法令等	老人福祉法第18条第2項、第29条第7項、社会福祉法第56条、第70条
	目的及び内容	老人福祉施設等の適正かつ施設運営の確保を図るため、必要と認める事項の報告を求め、又はその施設に立入り、設備、帳簿書類等の検査を実施する。
	対象先	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
	対象団体等数	特別養護老人ホーム：149、養護老人ホーム：18、 軽費老人ホーム：66、有料老人ホーム：164、計397施設
	検査・監査数	指導監査：262施設 苦情等による立入検査：32法人・施設 計294法人・施設
所管部課		健康福祉部高齢者福祉課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター（習志野、松戸、印旛、山武、君津）の監査指導課56名（うち5名嘱託） 高齢者福祉課施設福祉推進室13名（他業務と兼務） 実施する職員数 <ul style="list-style-type: none"> 実地指導監査は、健康福祉センターの職員2～3名で実施している。 苦情・通報より必要に応じて立入検査を行う場合は、高齢者福祉課が2名以上で実施する。 実施職員に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センターの指導監査を担当する職員を対象に、各分野（児童、老人、障害者施設等）の専門研修等を約11日間で実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 <ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱・有料老人ホーム立入検査要綱」を制定している。 実施計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> 各健康福祉センターにおいて作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 262施設 実施数 262施設（実施率100%） 実施時期 <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設は1年に1回実施し、有料老人ホームは2年又は3年に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 <ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉法人等指導監査実施基準」で定めている。 手法 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター <ul style="list-style-type: none"> 指導監査は実地で行う。 高齢者福祉課 <ul style="list-style-type: none"> 特別監査 <ul style="list-style-type: none"> 指導監査等で問題があった場合などに、健康福祉センターと合同で実施する。 指導監査 <ul style="list-style-type: none"> 指摘事項等における改善の確認や苦情・通報があった事案で必要性が高い場合に、健康福祉センターと合同で実施する。

検査・監査等の状況	基準及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査 苦情・通報を受け、入所者処遇や施設運営に懸念があり、早急に状況確認の必要性がある場合に随時実施する。 ・巡回指導 苦情・通報及び過去の指導経過から、入所者処遇や施設運営等において懸念があり必要性が高い場合に随時実施する。
	結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施結果通知方法 改善事項等における重要案件については文書通知し、その他は口頭指導している。 2 結果の公表 公表していない。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 重要案件については、改善報告書の徴収、その後現地確認等を行う。 4 指摘事項等の状況 指導監査では、組織運営に関することや会計事務に関することなど54件の指摘を行った。 また、立入検査では、法人の運営に関すること2件の指摘を行った。

意見	<p>老人福祉施設の指導監査等は、主に健康福祉センターの職員が行っているが、さらに実効性のある指導監査等を行うため、担当者のスキルアップに向けた研修を充実させるとともに、関係機関との連携の強化や情報の共有化をより一層図る必要がある。</p> <p>また、入所者に係る介護（身体拘束禁止等）や医療行為に関し、より具体的な指導などが現場で求められていることから、看護師等の専門職員の配置など指導監査体制の充実が望まれる。</p>
----	--

(5)

検査・監査等名称		指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査
概要	根拠法令等	障害者自立支援法第11条第2項、第48条
	目的及び内容	各指定障害福祉サービス等の質の確保並びに自立支援給付費等の適正化及び利用者の福祉向上を図る。
	対象先	障害者自立支援法第5条に規定する事業を実施する事業所
	対象団体等数	障害福祉サービス 1,801事業所 障害児施設 37事業所 計 1,838事業所
	検査・監査数	指導監査 521事業所 監査 15事業所 計 536事業所
	所管部課	健康福祉部障害福祉課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター（習志野、松戸、印旛、山武、君津）の監査指導課 56名（うち5名嘱託） 障害福祉課地域生活支援室及び施設福祉推進室 12名（他業務と兼務） 実施する職員数 <ul style="list-style-type: none"> 実地指導 実地指導は、健康福祉センターの職員2名以上で実施している。 監査 苦情・通報により必要に応じて立入検査（監査）を行う場合は、障害福祉課が2名以上で実施している。 実施職員に対する研修 健康福祉センターの指導監査を担当する職員を対象に、各分野（児童、老人、障害者施設等）の専門研修等を約11日間で実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「指定障害福祉サービス事業者等指導要領」及び「指定障害福祉サービス事業者等監査要領」を制定している。 実施計画の作成 各健康福祉センターにおいて作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 559事業所 実施数 521事業所（実施率93.2%） 実施時期 実地指導は原則3年に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 「指定障害福祉サービス事業者等指導要領」及び「指定障害福祉サービス事業者等監査要領」に基づき実施している。 手法 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター 指導監査は実地で行う。 障害福祉課 苦情・通報等があった場合立入検査を実施する。

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 実施結果は全て文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 原則、公表していないが、勧告に従わなかった場合や指定取消しなどの行政措置については公表する。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 勧告等を行なった事業所については、改善報告書を求め、その後、必要に応じて現地検査等を行う。</p> <p>4 指摘事項等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導 人員に関する基準の遵守、運営規程の見直し等 229 件の指摘を行った。 ・ 監査 人員基準違反 2 件の勧告と設備基準及び運営基準に関する違反 3 件の指摘を行った。
	不適正事案への対応	<p>平成19年度に1法人（3事業所）において、人員基準違反（常勤であるべき者が非常勤であった）が確認されたため、同年8月に改善勧告を行った。その後、改善報告書が提出されるとともに、給付金の一部返還となった。</p>

意見	<p>障害福祉サービス等の指導監査事務は、主に健康福祉センターの職員が行っているが、さらに実効性のある指導監査等を行うため、担当者のスキルアップに向けた研修を充実させるとともに、関係機関との連携の強化や情報の共有化をより一層図る必要がある。</p>
----	--

(6)

検査・監査等名称		介護保険法に基づく指導監査
概要	根拠法令等	介護保険法第24条、第76条第1項、第83条第1項、第90条第1項、第115条の7第1項
	目的及び内容	介護給付費等対象サービスの内容及び介護給付等に係る費用の請求に関する調査を行うことにより、介護給付対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。
	対象先	介護保険指定事業者
	対象団体等数	介護保険指定事業者 営利法人以外の法人（指導） 3,963事業所 営利法人（監査） 4,738事業所 計 8,701事業所
	検査・監査数	営利法人以外の法人の指導 952事業所 営利法人の監査 1,031事業所（うち書面監査410事業所） 苦情等の通報による監査 195事業所 計 2,178事業所
	所管部課	健康福祉部保険指導課
検査・監査等の状況	体制	1 体制及び人数等 ・保険指導課介護保険室9名（他業務と兼務） ・健康福祉センター（習志野、松戸、印旛、山武、君津）の監査指導課56名（うち5名嘱託） 2 実施する職員数 職員2名以上で実施している。 ・保険指導課 営利法人の監査及び通報による監査を健康福祉センターと共同で実施する。 ・健康福祉センター 営利法人以外の指導監査と営利法人の監査（保険指導課と共同）を実施する。 3 実施職員に対する研修 健康福祉センターの指導監査を担当する職員を対象に、各分野（児童、老人、障害者施設等）の専門研修等を約11日間で実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 「介護保険施設等指導要綱」及び「介護保険施設等監査要綱」を制定している。 2 実施計画の作成 営利法人の監査計画は、保険指導課で作成し、営利法人以外の指導監査は、各健康福祉センターで作成する。 3 計画に対する実施状況 ・計画数 1,983事業所 ・実施数 1,983事業所（実施率100%） 4 実施時期 営利法人の監査は、国からの通知により平成20年度から24年度までの5年間に全事業所1回の監査を実施することとされている。 営利法人以外の指導監査は、4年に1回実施する。

検査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 「介護保険施設等指導要綱」及び「介護保険施設等監査要綱」に基づき実施している。</p> <p>2 手法 指導監査は、「実地指導マニュアル」に基づき書類等の確認を面談で行う。営利法人の監査は、国からの通知により書面でも可とされている。</p> <p>3 関係機関との連携 市町村、部内他課と連携している。</p>
	結果	<p>1 実施結果通知方法 勧告や改善を要すると認められる場合は書面で通知している。</p> <p>2 結果の公表 許可の取消し等の行政処分については、報道発表し県のホームページで公表する。その他については、公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 軽微な改善指導事案は、期限を定め改善報告書の提出を求め、必要に応じて現地へ立入り、改善状況を確認する。 重大な改善指導事案は、改善計画書を提出させ、期限を付して改善報告書の提出を求め、必要に応じて提出後現地へ立入り改善状況を確認する。</p> <p>4 指摘事項等の状況 主な指摘事項は、人員基準や運営基準に関するもの、介護報酬の不正請求等である。</p>
	不適正事案への対応	<p>平成18年度から平成20年度までの3年間に、7事業者に対し指定取消又は指定の効力の一部停止の行政処分を行った。 主な処分理由は、介護報酬の不正請求、人員基準違反、虚偽の訪問介護記録や検査への虚偽報告などである。</p> <p>平成19年度に大手訪問介護事業者において、人員等の基準違反が本社を含め組織的に行われていたことなどを受け、平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営する介護事業所全ての監査を実施することとなった。</p>
意見	<p>平成20年度から平成24年度までの5年間で、介護保険サービスを行う全ての営利法人に対し、監査を実施することとされているが、半数は書面監査で行われている。また、介護保険サービス事業者は数が多く、さらに苦情等の通報が年間200件近くある。このため、監査体制の見直しを行いより効果的、効率的な指導・監査を実施すべきである。</p>	

(7)

検査・監査等名称		医療機関の検査
概要	根拠法令等	医療法第25条等
	目的及び内容	医療機関を科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的に、医療機関が法令に基づく人員、構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか検査する。
	対象先	病院、診療所等
	対象団体等数	病院：241、有床診療所：212（うち療養病床を有するもの：20）、助産所：8 計461機関
	検査・監査数	病院：237、有床診療所：35（うち療養病床を有するもの：11）、助産所：1 計273機関
	所管部課	健康福祉部医療整備課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 医療整備課管理指導室3名（他業務と兼務） 立入検査は医療機関の種別及び規模により、各健康福祉センターの医療監視員10名程度で班を編成し実施する。 実施職員の資格の必要性等 <p>医療法により知事が任命した医療監視員（所属長、次長等のほか医師、看護師、薬剤師などの専門職員により構成）が実施する。</p>
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」を制定している。</p> 実施計画の策定 <p>各健康福祉センターにおいて作成している。</p> 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 273機関 実施数 273機関（実施率100%） 実施時期 <p>1年ないし5年に1回実施する。</p>
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に基づき実施している。</p> 手法 <ul style="list-style-type: none"> 毎年度「医療機関等立入検査の留意事項」を作成し、検査項目や実施方法のほか、重点項目を定めて実施する。 医療監視員（10名程度）が、各部門に分かれて、それぞれ病院等の部門責任者同行のもと一斉かつ迅速に実施する。 医療従事者の資格の確認など、確認書類が多いことから、事前に関係書類の確認が可能なものについては事前審査を行うよう改善し実施している。 関係機関との連携 <p>特定機能病院については、厚生労働省関東信越厚生局、千葉市と合同で検査を実施する。</p>

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 立入検査終了後、結果の講評を行うとともに、改善指導等について文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 国が立入検査結果をとりまとめ、施設数や適合率等を公表している。</p> <p>3 指導等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の報告 改善指導等は、改善状況の報告書の提出を求めるとともに現地確認を実施する。</p> <p>4 指摘事項等の状況 医師の人数や医療法許可事項の変更に関する事項などについて97件の改善指導を実施した。</p>
	不適正事案への対応	<p>平成20年度において2件の不適正事案があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者による医療行為 ・准看護師による医師の指示を受けない医療行為 <p>この事案を受け、医療機関等への再発防止の徹底に関する通知や、立入検査における医療従事者の資格確認において、免許証の原本（以前はコピー可）または謄本のいずれかで確認するよう徹底を図った。</p>

(8)

検査・監査等名称		麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査
概要	根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38、覚せい剤取締法第32条、大麻取締法第21条
	目的及び内容	麻薬等の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、帳簿その他の物件の検査を実施する。
	対象先	病院、診療所、薬局、研究施設等
	対象団体等数	病院・診療所 17,685施設(うち麻薬施設 1,920施設) 薬局・卸等 6,594施設(うち麻薬施設 1,288施設) 研究施設等 340施設(うち麻薬施設 192施設) 計 24,619施設(うち麻薬施設 3,400施設)
	検査・監査数	病院・診療所 1,197施設(うち麻薬施設 394施設) 薬局・卸等 2,195施設(うち麻薬施設 436施設) 研究施設等 224施設(うち麻薬施設 160施設) 計 3,616施設(うち麻薬施設 990施設)
所管部課		健康福祉部薬務課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 薬務課企画指導室(千葉市、船橋市、柏市管轄)3名(他業務と兼務) 各健康福祉センター総務企画課各1名但し松戸は2名(他業務と兼務) 各健康福祉センター地域保健センター各1名(他業務と兼務) 実施職員の資格の必要性 立入検査は、薬剤師等の資格を有する監視員が実施している。 実施する職員数 立入検査は監視員2名で実施している。ただし、医療監視、薬事監視時に実施する場合は1名で実施している。 各センターに配属されている監視員は、1名であり対象施設の増加等により、対応が困難な状況にある。 実施職員に対する研修 毎年度当初に職場内研修の薬事担当者新任職員研修、薬事行政事務職員研修を実施している。 通報制度の設置 専用通報窓口ではないが、各健康福祉センターは、24時間苦情に対する体制をとっている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 毎年度、麻薬等立入検査の基本方針を策定している。 実施計画の作成 毎年、基本方針に基づき策定する年間立入計画に基づき月毎の計画を作成し実施する。 計画に対する実施状況(麻薬、大麻のみ計画作成) <ul style="list-style-type: none"> 計画数 1,227施設 実施数 990施設(実施率80.7%)

検査・監査等の状況	計 画	<p>4 実施時期（周期・間隔等） 麻薬、大麻については、おおむね3年に1回実施する。 向精神薬、覚せい剤を取り扱う病院、薬局、医薬品卸売業者等への立入りについては、保健所設置市（政令市及び中核市）以外の施設は、健康福祉センターで実施する医療監視時、薬事監視時に併せて実施する。</p>
	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 検査等基準、処分基準は、国の通知に基づき実施している。</p> <p>2 手法 原則、無通告で行うが、麻薬の検査については、麻薬の管理者の同席を求めるため、事前に通知している。 薬局、病院等は、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法の規定による検査のほか、他の法令による検査等もあるため、1施設に対し複数の検査等を実施する。</p>
	結 果	<p>1 実施結果通知方法 現地で口頭で行うが、特別な事項がある場合には、文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「薬務行政概要」に掲載している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告書を求め、現地確認を行う。なお、軽微な改善については、次回の検査で確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 違反件数 32件（管理保管、帳簿に関する違反 ほか）</p>
	不適正事案への対応	<p>平成20年において、訓練に使用する大麻樹脂を紛失した事案があり、麻薬等研究施設に対し、重点的に立入検査を実施した。 紛失した大麻樹脂は、追跡調査した結果、発見された。</p>

(9)

検査・監査等名称		薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に対する薬事監視
概要	根拠法令等	薬事法第69条
	目的及び内容	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するために、薬局、医薬品販売業等に対して監視指導を行う。
	対象先	薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等の業者
	対象団体等数	17,813施設(施設把握) 内訳 薬局:2,051、一般販売業:671、薬種商販売業:126、 特例販売業:127、医療機器販売業等:13,514、 薬局製剤製造業等:1,324
	検査・監査数	4,808施設(施設把握) 内訳 薬局:888、一般販売業:300、薬種商販売業:54、 特例販売業:22、医療機器販売業等:3,109、 薬局製剤製造業等:435
所管部課		健康福祉部薬務課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 薬務課薬事審査指導室(千葉市、船橋市管轄)1名(他業務と兼務) 各健康福祉センター総務企画課各1名但し松戸は2名(他業務と兼務) 各健康福祉センター地域保健センター各1名(他業務と兼務) (柏市管轄は、平成20年度柏市へ権限を移譲) 実施職員の資格の必要性 薬事監視は、薬剤師の資格を有する薬事監視員が実施している。 実施する職員数 監視は薬事監視員1名で実施している。 実施職員に対する研修 毎年度当初に職場内研修の薬事担当者新任職員研修、薬事行政事務職員研修を実施している。 通報制度の設置 専用通報窓口ではないが、各健康福祉センターは、24時間苦情に対する体制をとっている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「千葉県薬事監視指導要領」(以下「薬事監視指導要領」という。)を制定している。 実施計画の作成 薬事監視指導要領に基づき、重点目標等を定めた「千葉県薬事・毒物劇物監視指導事業計画」を作成し、薬務課、各センターは監視対象の実態、違反の動向、地域の実情等を助案し年間・月間監視計画を策定する。 (計画件数を定め実施する施設は、薬局、一般販売業、薬種商販売業、特例販売業であり、その他の医療機器販売業、薬局製剤製造業等は薬局、販売業と併せて行っている。) 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 992施設 実施数 1,264施設(実施率127.4%) 他に、計画薬事監視の外に医療機器販売業、薬局製剤製造業等の3,544施設に対する薬事監視も併せて実施した。

検査・ 監査等 の 状 況	計 画	<p>薬事監視施設は、増加する傾向にあり、管内ごとの監視実施状況に差が発生し、計画に満たないセンターが4箇所で見受けられ、40%に満たないセンターも確認された。</p> <p>4 実施時期（周期・間隔等） 3年に1回を目標として実施する。</p>
	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 国の基準及び薬事監視指導要領に基づき実施している。</p> <p>2 手法 薬事監視員（1名）が現地へ赴き実施し、原則、抜き打ちで行う。</p>
	結 果	<p>1 実施結果通知方法 検査時にその場で、書面にて交付する。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「薬務行政概要」に掲載している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善報告書の提出を求め、再度、検査等を行い確認する。なお、軽微なものについては、次回の監視時に確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 管理者の義務違反等280件の違反があった。</p>
	不正事案への対応	<p>平成17年度において、調剤過誤により患者に重篤な健康被害を負わせ、また、劇薬と他の医薬品を区別して貯蔵・陳列していなかった事案が発生した。これらは、薬事法違反のため管理者の変更命令を行った。</p> <p>同様の事案が発生しないよう調査・検査時に医薬品管理方法のチェックの強化を図った。</p>

意見	<p>監視対象数が、各健康福祉センターにより大きな違いがあるにもかかわらず、薬事監視員は各1名であることから、管内別の監視頻度に大幅な差が生じている状況にある。</p> <p>監視の公平性を保つため、監視頻度ができるだけ均一になるよう体制を強化し、より一層の薬事監視の充実に努める必要がある。</p>
----	--

(10)

検査・監査等名称		毒物劇物監視
概要	根拠法令等	毒物及び劇物取締法第17条
	目的及び内容	毒物劇物による県民への健康被害の発生、拡大を防ぐため、毒物劇物製造業者等に対する監視を実施し、事故等による危被害発生防止のための指導を行う。
	対象先	毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者等
	対象団体等数	2,037業者
	検査・監査数	783業者
	所管部課	健康福祉部薬務課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 薬務課薬事審査指導室(千葉市、船橋市、柏市管轄)1名 (他業務と兼務) 各健康福祉センター総務企画課各1名但し松戸は2名(他業務と兼務) 各健康福祉センター地域保健センター各1名(他業務と兼務) 実施職員の資格の必要性 薬事監視は、薬剤師の資格を有する薬事監視員が実施している。 実施する職員数 監視は薬事監視員が1名で実施している。 実施職員に対する研修 毎年度当初に職場内研修で薬事担当者新任職員研修、薬事行政事務職員研修を実施している。 通報制度の設置 専用通報窓口ではないが、各健康福祉センターは、24時間苦情に対する体制をとっている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「千葉県毒物劇物監視指導要領」(以下「監視指導要領」という。)を制定している。 実施計画の作成 監視指導要領に基づき重点目標等を定めた「千葉県薬事・毒物劇物監視指導事業計画」を作成し、薬務課、各センターは監視対象の実態、違反の動向、地域の実情等を勘案し年間・月間監視計画を策定している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 679施設 実施数 718施設(実施率105.7%) 他に、計画毒物劇物監視の外に届出不要の業務上取扱者の65施設の監視も実施した。 なお、計画を定めた施設数に対する監視状況については、各センター間に差が生じており、計画に満たないセンターが5箇所で見受けられ、40%に満たないセンターも確認された。 実施時期(周期・間隔等) 3年に1回を目標として実施する。

検査・監査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 監視指導要領に基づき実施している。</p> <p>2 手法 薬事監視員（1名）が現地へ赴き実施し、原則、抜き打ちで行う。</p> <p>3 関係機関等との連携 農薬による事故等を極力防止するため、農林水産部と健康福祉部が一体となり、関係団体と連携し、毎年「千葉県農薬危害防止運動」を実施している。（6月中旬から7月中旬までの1ヶ月間） また、盗難・紛失の場合は、警察署等と連携し、危害の発生防止に努めている。</p>
	結果	<p>1 実施結果通知方法 検査時にその場で、書面にて交付する。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「薬務行政概要」に掲載している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導は、口頭指導又は改善報告書の提出を求め、再度、検査等を行い確認する。 なお、軽微なものについては、次回の検査時に確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 貯蔵陳列場所に関する違反等101件の違反があった。</p>
	不適正事案への対応	<p>平成20年度において、劇物を積載したまま駐車していた車両が盗難にあった事案、また、中学校において、劇物を含む実験用薬品が紛失した事案があった。 このため、県のホームページに毒物劇物の盗難事故等の防止のための保管方法について掲載するとともに、県教育関係機関及び県内各大学に対しては文書にて通知し、毒物劇物の適正管理についての周知徹底を図った。</p>
意見	<p>監視対象数が、各健康福祉センターにより大きな違いがあるにもかかわらず、薬事監視員は各1名であることから、管内別の監視頻度に大幅な差が生じている状況にある。 監視の公平性を保つため、監視頻度ができるだけ均一になるよう体制を強化し、より一層の薬事監視の充実に努める必要がある。</p>	

(1 1)

検査・監査等名称		医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業に対する薬事監視
概要	根拠法令等	薬事法第69条、第14条第6項
	目的及び内容	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、県民の健康と安全の維持増進に寄与するために、構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、従業員その他関係者に質問して、法令を遵守しているか確認する。
	対象先	医薬品等の製造業、製造販売業及び医療機器修理業の許可業者
	対象団体等数	828業者
	検査・監査数	実地検査 317業者、書面検査 4業者
	所管部課	健康福祉部薬務課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 薬務課薬事審査指導室（品質管理指導担当グループ）5名 （他業務と兼務） 実施職員の資格の必要性 薬事監視は、薬剤師の資格を有する薬事監視員が実施している。 実施する職員数 監視は薬事監視員2名で実施している。 実施職員に対する研修 国等が主催する研修に参加している。 （GMP研修、GQP/GVP模擬査察、GMP/QMS模擬査察）
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「千葉県GMP/QMS調査要領」を制定している。 実施計画の作成 重点目標等を定めた事業計画を作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 195業者 実施数 317業者（実施率162.5%） 実施時期（周期・間隔等） 5年に1回以上を目標に実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準の設定 国の基準・方針を準用している。 手法 原則、実地検査としているが、法により書面調査も可能とされている。 管理者、責任者の対応が必要となるため、事前に通知している。
	結果	<ol style="list-style-type: none"> 実施結果通知方法 当日現場で書面交付するが、通知が必要とされている事項については、後日通知する。 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「薬務行政概要」に掲載している。

検査・監査等の状況	結 果	<p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 確認報告書の提出を求め、適合するまで確認を繰り返す。</p> <p>4 指摘事項等の状況 無許可無届業及び無承認品製造が6件あった。</p>
	不適正事案への対応	<p>通販やネットによる無許可の医薬品販売についても、広告監視を行っている。疑わしい広告は、品物を購入し検査を行い、違法性が認められた場合は、当該対象業者を管轄する自治体へ通報する。</p> <p>平成20年度は、200検体のうち、7検体に違法性が認められた。</p>

GMP：医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準

GQP：医薬品等の品質管理の基準

GVP：医薬品等の製造販売後安全管理の基準

QMS：医療機器、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準

(12)

検査・監査等名称		食品衛生施設の監視指導
概要	根拠法令等	食品衛生法第24条、第28条、第30条
	目的及び内容	食品営業施設等の立入検査を実施し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。
	対象先	食品又は添加物等を採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売する個人又は法人
	対象団体等数	対象施設数 103,188施設
	検査・監査数	監視指導 75,003施設 食中毒等調査 2,575施設(食中毒や苦情等による) 計 77,578施設 食品等の検査 3,014検体
所管部課		健康福祉部衛生指導課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター(習志野、松戸、印旛、香取、長生、安房、君津)の「食品機動監視班」24名 各健康福祉センターの「健康生活支援課」48名(他業務と兼務) 各食肉衛生検査所83名(他業務と兼務:検査品目により検査に出向く) 実施職員の資格の必要性 検査は、医師、獣医師、薬剤師や農芸化学、畜産学、水産学等の専門学部を納めた者で構成する「食品衛生監視員」が行うこととされている。 実施する職員数 食品衛生監視員5名程度で実施する。 実施職員に対する研修 国が開催する研修に参加するほか、技術研修、法令内容の研修会を行っている。 通報制度の設置 食品衛生県民ダイヤル、相談コーナー等を設置している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 毎年度「食品衛生監視指導計画」を作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 <ul style="list-style-type: none"> 監視指導 73,698施設 食品等の検査 2,700件 実施数 <ul style="list-style-type: none"> 監視指導 75,003施設(実施率101.8%) 食品等の検査 3,014件(実施率111.6%) 実施時期 <ul style="list-style-type: none"> 監視指導 過去の食中毒の発生状況や成分規格基準等の違反、製造・販売の流通の広域性など、監視指導の重要度の高い業種の順に分類し、指導監視時期を定めている。(1年に3回から2年に1回等) 食品等の検査 苦情等があった場合のほか、実施計画に基づき随時実施する。 立入検査 緊急に立入検査が必要な場合に実施する。

検査・監査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 国の衛生規範等による指導基準により実施している。</p> <p>2 手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 立入る旨を通知又は抜き打ちで検査を行う。 ・食品等の検査 小売店や製造者等へ出向き食品等を入手し、細菌検査や理化学検査などを抜き打ちで行う。 ・食中毒等調査 食中毒や苦情等により緊急に検査を行う必要がある場合に行う。 <p>3 関係機関との連携 国、千葉市・船橋市・柏市保健所及びJAS法所管部局と連携している。</p>
	結 果	<p>1 実施結果通知方法 監視指導の結果、改善指導等がある場合は口頭又は指導票で指示する。</p> <p>2 結果の公表 監視指導の結果は、ホームページで公表している。 重大な違反事例や行政処分事例については、業者名等を公表する。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導等における改善状況報告の提出を求め、必要に応じ再検査等により確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の発生等により営業停止処分19件 ・異物混入や表示、規格基準違反等48件のほか、1,257件の軽微な指摘を行った。
	不適正事案への対応	<p>食中毒の発生</p> <p>平成18年度 16件 平成19年度 17件 平成20年度 20件</p> <p>なお、食中毒を発生させた施設は、監視指導ランクAとして、年間3回以上の監視指導を行うこととしている。</p>

意見	<p>毎年度、食中毒が発生していることから、監視指導の強化を図るとともに、より効果的な講習会の開催やパンフレットの配布などを行い、引き続き発生防止対策に向けた取り組みを進める必要がある。</p>
----	---

(13)

検査・監査等名称		水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査
概要	根拠法令等	水質汚濁防止法第22条第1項
	目的及び内容	公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法等に係る特定事業場のうち規制対象事業場に対して立入検査を実施し、必要に応じ改善命令等の行政措置を行う。
	対象先	特定事業場
	対象団体等数	規制対象事業場1,353事業場
	検査・監査数	延べ912事業場
	所管部課	環境生活部水質保全課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 各県民センター地域環境保全課環境保全班(3名~7名)及び同事務所地域環境室(6名~11名)(いずれも他業務と兼務) 実施する職員数 検査は2名で実施している。 実施職員に対する研修 新任職員を対象に、関係法規・実施要領、排水処理基礎知識、採水実技等の職場内研修を実施している。また、随時、担当職員を対象に技術研修を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「水質汚濁防止法に基づく立入検査実施要領」(以下「検査実施要領」という。)を制定している。 実施計画の作成 各県民センター及び同事務所において作成している。 計画に対する実施状況 ・計画数 905事業場 ・実施数 延べ912事業場(実施率100.8%) なお、事業場数・事業場規模に比べて検査担当職員の少ない県民センター・事務所があり、計画どおり立入検査を実施できなかった県民センター・事務所2箇所が確認された。 実施時期 1年ないし2年に1回を目標に実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準の設定 法及び検査実施要領に基づき実施している。 手法 「立入検査のてびき」に基づき、原則、抜き打ちで実施している。 関係機関等との連携 基準値を超えるような採水検体の再分析、排水処理施設の改善に係る指導は、千葉県環境研究センターと連携を図って実施している。

検査・監査等の状況	結 果	<p>1 実施結果通知方法 検査結果判明後、2週間以内に文書で通知している。</p> <p>2 結果の公表 検査結果は、千葉県環境白書により公表している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善計画書の提出を求め、完了時に改善確認立入検査を行っている。</p> <p>4 指摘事項等の状況 排水基準に違反していた62事業場に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ・改善命令 1件 ・改善勧告 46件 ・注 意 15件 の改善指導を行った。</p>
	不正事案への対応	平成20年4月に食肉加工業者が水質汚濁防止法違反（排水基準違反）で書類送検された事案及び同年6月に食品製造会社が水質汚濁防止法違反（排水基準違反）で逮捕された事案を受けて、違反を繰り返す事業場には毎年立入検査を実施するとともに、排出水の採取、分析を行うこととした。

意見	<p>水質汚濁防止法違反を受け、立入検査の実施の強化が図られているが、計画数を達成できていない県民センター等が一部あることから、今後、立入検査の確実な実施に、より一層努める必要がある。</p> <p>また、公共用水域の水質汚濁の防止をより一層推進するため、特定事業場の排水基準の遵守等について事業者への周知啓発に努める必要がある。</p>
----	---

規制対象事業場：特定事業場のうち排水量が30m³/日以上又は有害物質使用特定事業場

(14)

検査・監査等名称		浄化槽等立入検査
概要	根拠法令等	浄化槽法第53条第2項
	目的及び内容	浄化槽による汚水・悪臭等の環境問題の発生を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、浄化槽設置場所、事務所・事業場等に立入り、浄化槽及び帳簿書類等を検査する。
	対象先	浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関
	対象団体等数	浄化槽管理者 503, 316 管理者 浄化槽保守点検業者 511 業者 指定検査機関 1 団体
	検査・監査数	浄化槽管理者 566
	所管部課	環境生活部水質保全課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 水質保全課水質指導室 11名(管轄市原市：他業務と兼務) 各県民センター地域環境保全課環境保全班(3名～7名)及び同事務所地域環境室(6名～11名)(いずれも他業務と兼務) 実施職員の資格 <p>検査は「環境衛生指導員」(大学又は高等専門学校において理学、工学、衛生学等を修めて卒業した者又は3年以上廃棄物の処理その他環境衛生に関する行政事務に従事した者等)が実施する。</p> 実施する職員数 <p>検査は2名で実施している。</p> 実施職員に対する研修 <p>新任職員を対象に、関係規程等の職場内研修を実施している。また、随時、担当職員を対象に技術研修を実施している。</p>
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 <p>「浄化槽立入検査マニュアル」を定めている。</p> 実施計画の作成 <p>指定検査機関の検査結果から立入検査が必要な場合や、周辺からの苦情があった場合に随時立入検査を実施しているため、検査計画は作成していない。</p>
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 <p>「浄化槽立入検査マニュアル」に基づき実施している。</p> 手法 <ul style="list-style-type: none"> 苦情等があった場合は、抜き打ちで検査を実施している。 立入検査は、単独処理浄化槽立入検査票又は合併処理浄化槽立入検査票により実施している。 放流水等の水質検査は、浄化槽の機能に支障があると認められる等の場合に実施している。 関係機関等との連携 <p>悪臭等、浄化槽の苦情相談内容に応じ、市町村の環境保全担当課と連携を図っている。</p>
	結果	<ol style="list-style-type: none"> 実施結果通知方法 <p>口頭による説明又は浄化槽改善指導票の交付による。 浄化槽改善指導票の交付：法等に基づく基準等に適合していない場合で、直ちに改善ができないと認められるときに交付</p>

検査・監査等の状況	結 果	<p>2 結果の公表 環境省のホームページに各都道府県別の行政処分の件数などを取りまとめて掲載している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認 指導票を交付した場合は、改善報告書の提出を求め、必要に応じ現地確認を行っている。</p> <p>4 指摘事項等の状況 保守点検・清掃の未実施、ばっき装置停止、消毒剤切れ等に対し口頭による助言指導を行った。</p>
	そ の 他	<p>浄化槽の管理者は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に設置状況と水質の検査（設置後等の水質検査）を、さらに毎年1回定期検査を受けることが義務付けられている。</p> <p>平成21年度には浄化槽管理者等を対象に、「浄化槽教室」を開催し、浄化槽の管理と清掃、関係法令などについて講習を行い、浄化槽の適正な管理の周知啓発に努めている。</p>

意見	<p>浄化槽立入検査は、法定検査結果で必要と認めたものや周辺からの苦情があった場合に行っており、おおむね適正に実施しているが、浄化槽設置管理者の義務である定期検査の受検率が、平成20年度は5.5%と低い。</p> <p>法定検査を実施している指定検査機関をはじめ市町村や関係機関との連携を強化し受検率の向上に努める必要がある。</p>
----	---

(15)

検査・監査等名称		浄化槽保守点検業者立入検査
概要	根拠法令等	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第2項
	目的及び内容	浄化槽保守点検業登録業者による適切な浄化槽保守点検業務の実施を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、登録適格性、資格者の設置、器具の常備、標識の掲示、帳簿の備付、登録内容の変更の有無の確認等を行う。
	対象先	知事登録を受けた浄化槽保守点検業者
	対象団体等数	511業者
	検査・監査数	126業者
	所管部課	環境生活部水質保全課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 <ul style="list-style-type: none"> 水質保全課水質指導室 11名(管轄市原市:他業務と兼務) 各県民センター地域環境保全課環境保全班(3名~7名)及び同事務所地域環境室(6名~11名)(いずれも他業務と兼務) 実施する職員数 検査は2名で実施している。 実施職員に対する研修 新任職員を対象に、関係規程等の職場内研修を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「千葉県浄化槽保守点検業者立入検査実施要領」(以下「立入検査実施要領」という。)を制定している。 実施計画の作成 立入検査計画は作成していない。 実施時期 登録有効期間内(5年)に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という。)及び立入検査実施要領に基づき実施している。 手法 新規登録、5年毎の更新申請が出された際に、関係帳簿や検査器具等を確認する必要があるため、事前に通告して、千葉県浄化槽保守点検業者立入検査票により実施している。
	結果	<ol style="list-style-type: none"> 実施結果通知方法 口頭又は浄化槽保守点検業者指導票の交付による。 浄化槽保守点検業者指導票の交付:条例に基づく基準に適合していない場合で、直ちに改善ができないと認められるときに交付 結果の公表 環境省のホームページに各都道府県別の行政処分の件数などを取りまとめて掲載している。

<p style="writing-mode: vertical-rl;">検査・監査等の状況</p>	<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導票を交付した場合は改善報告書の提出を求めるとともに、再検査等を実施している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 平成20年度の立入検査においては、改善を要する事項は認められなかった。</p>
---	--	--

(16)

検査・監査等名称		産業廃棄物発生事業所立入検査
概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法第18条第1項 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第28条第1項 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例第6条第1項
	目的及び内容	産業廃棄物の排出事業者等に対する適切な指導を行うことにより、廃棄物の適正処理を確保する。
	対象先	産業廃棄物排出事業所
	対象団体等数	約200,000事業所 内 訳 ・有害物質を取り扱う事業場、産業廃棄物処理施設等 700事業所 ・PCB廃棄物保管等事業場 800事業所 ・その他の産業廃棄物発生事業場、建設業事務所ほか 不詳
	検査・監査数	1,296事業所
所管部課		環境生活部資源循環推進課
検査・監査等の状況	体制	1 体制及び人数等 ・資源循環推進課事業推進室（市原市管内所掌）3名（他業務と兼務） ・各県民センター地域環境保全課監視班 5名～11名（他業務と兼務） ・各県民センター事務所地域環境室 7名～13名（他業務と兼務） 2 実施する職員数 立入検査は2名以上で実施している。 3 実施職員に対する研修 研修の一環として、産業廃棄物排出事業者指導業務担当者会議を実施している。
	計画	1 実施要綱等の制定 「産業廃棄物発生事業所立入検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）、「事業場立入検査実施要領」（以下「実施要領」という。）を制定している。 2 実施計画の作成 年間立入検査計画書を作成し、計画的に実施している。 3 計画の対する実施状況 ・計画数 1,100事業所 ・実施数 1,101事業所（実施率100%） ＊うち195事業所は、随時行ったもの 4 実施の時期（周期・間隔等） 検査マニュアル、実施要領に基づき、次の区分により検査を実施している。 ・毎年：有害物質を取扱う事業場、産業廃棄物処理施設ほか ・2年に1回：PCB廃棄物保管等事業場 ・随時：その他の産業廃棄物発生事業場、建設業事務所ほか

検査・監査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 検査マニュアル、実施要領に基づき実施している。</p> <p>2 手法 検査は、全て現地での立入検査であり、原則、抜打ちで実施している。</p> <p>3 関係機関等との連携 廃棄物発生事業場は、医療施設、建設現場もあることから保健所、地域整備センター、市町村建設部局等と連携を図っている。</p>
	結果	<p>1 実施結果通知方法 検査当日に評価し、行政指導（口頭指導、文書指導等）、行政措置（改善命令、使用停止命令、許可の取消）を行う。 ただし、試料を採取した場合は、後日試料の分析結果通知を行う。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「環境白書」に掲載するとともに、ホームページで公表している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導については、改善報告書の提出を求めるとともに、現地確認を行う。</p> <p>3 指摘事項等の状況 処理基準違反や保管基準違反などを行っていた413事業所に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善勧告 2件 ・文書指導 89件 ・口頭指導 320件 <p>を行った。</p>
	不適正事案への対応	<p>平成19年において、有害物質ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む変圧器などを、野ざらしの状態で放置したとして、不動産業者、解体業者が書類送検された。</p> <p>当該廃棄物は、倒産企業の整理の過程で出た廃棄物であることから、企業倒産等の事例の関係者（14団体：千葉地方裁判所、千葉県弁護士会、県内金融機関等）、建設・解体関係者（4団体）、産業廃棄物業界関係者（1団体、230社）に対し、適正処理の確保に関し文書で依頼した。</p>

(17)

検査・監査等名称		一般廃棄物処理施設立入検査
概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条
	目的及び内容	一般廃棄物の適正処理を推進することを目的に、現場において施設の構造や帳簿等を検査するとともに、必要に応じ焼却灰や放流水、施設周辺地下水を採取・分析し、一般廃棄物処理施設の構造及び維持管理が法等に基づく基準を遵守しているかを確認する。
	対象先	市町村・一部事務組合及び民間事業者が設置する一般廃棄物処理施設
	対象団体等数	258施設
	検査・監査数	160施設
	所管部課	環境生活部廃棄物指導課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物指導課一般廃棄物指導室（市原市管内所掌）2名（他業務と兼務） 各県民センター地域環境保全課環境保全班 4名～6名（他業務と兼務） 各県民センター事務所地域環境室 7名～13名（他業務と兼務） 実施する職員数 立入検査は2名以上で実施している。 実施職員に対する研修 立入検査担当者研修を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「一般廃棄物処理施設立入検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を制定している。 実施計画の作成 毎年度、施設それぞれの稼働状況等を考慮し、立入検査計画を作成する。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 159施設 実施数 160施設（実施率100%） 実施時期（周期・間隔等） 施設それぞれの稼働状況等を考慮し実施する。特に、最終処分場、ごみ焼却施設のほか、周辺住民から苦情のあった施設、過去に法令違反のあった施設に重点をおいている。 また、試料採取については、施設の種別により採取頻度の目安を示している。 <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場：3年に1回、ごみ焼却施設：2年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準の設定 検査マニュアルに基づき実施している。 手法 検査は、全て現地での立入検査であり、原則抜き打ちで実施する。 施設の維持管理に関する基準に適合しているか、試料採取等を行い確認するほか、維持管理報告書を定期的（施設の種別に応じて年1回又は4回）に提出することを義務付け、異常があった場合、適宜立入検査を実施する。 関係機関等との連携 民間事業者への立入検査については、市町村担当者の同席を求め、試料採取に際しては、環境研究センターの協力を得て実施している。

<p>検査・監査等の状況</p>	<p>結 果</p>	<p>1 実施結果通知方法 検査当日に、必要に応じて、口頭や書面（指導票）による指導を行い、重要な指導事項があった場合は、後日、改めて文書にて通知をする。 また、試料を採取した場合は、試料の分析結果について後日通知等を行う。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「環境白書」に掲載するとともに、ホームページで公表している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導については、改善報告書の提出を求めるとともに、原則として現地確認を行う。 また、改善指導の対応状況等を踏まえ、必要に応じて勧告等の行政指導を積重ね、行政指導に従わない場合は行政措置（改善命令、使用停止命令、許可の取消し）を行う。</p> <p>4 指摘事項等の状況 地下水のヒ素他の基準値超過など15件について、勧告等の行政指導を行った。</p>
------------------	------------	---

(18)

検査・監査等名称		産業廃棄物処理施設等立入検査
概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条
	目的及び内容	産業廃棄物処理業者への法の周知を図り、適正処理を推進することを目的として、産業廃棄物処理施設の構造及び維持管理が法に基づく基準を遵守しているか否か確認するため立入検査を実施する。
	対象先	県許可産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者
	対象団体等数	6,975業者 内訳 最終処分場 13業者、中間処理施設 316業者、 収集運搬業者 6,646業者
	検査・監査数	113業者 内訳 最終処分場 12業者、中間処理施設 78業者、 収集運搬業者 23業者
所管部課		環境生活部廃棄物指導課
検査・監査等の状況	体制	1 体制及び人数等 ・廃棄物指導課産業廃棄物指導室16名(他業務と兼務) ・各県民センター地域環境保全課監視班 5名~11名 (他業務と兼務) ・各県民センター事務所地域環境室 7名~13名(他業務と兼務) 2 実施する職員数 立入検査は2名以上で実施している。 3 実施職員に対する研修 毎年度当初に、廃棄物・残土担当新任職員等研修を実施している。 4 通報制度の設置 「産廃残土110番」を設置し、24時間体制で対応している。
	計画	1 実施要綱等の制定 「産業廃棄物不適正処理監視指導業務運営要領」(以下「監視指導業務運営要領」という。)を制定している。 2 実施計画の作成 通報、苦情等による立入検査を優先させていることから、立入検査計画は作成していない。 毎年度の政策評価(基本施策進行管理票)において、立入検査の目標件数の設定を行っている。 3 計画に対する実施状況 検査計画を作成していないが、113業者に対し、延べ246回の立入検査を実施した。 4 実施時期(周期・間隔等) 事業者、処理業者の処理施設への立入検査は、年1回以上実施する。 また、廃棄物処理施設の維持管理状況について、異常があった場合は、適宜立入検査を実施する。

検査・監査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 監視指導業務運営要領に基づき実施している。</p> <p>2 手法 全て現地での立入検査であり、原則、抜き打ちで実施している。</p> <p>3 関係機関等との連携 不適正（悪質）な事案に対しては、警察等とも連携を図りながら監視を強化している。</p>
	結果	<p>1 実施結果通知方法 検査当日、必要に応じて、口頭又は書面（指導票）による指導を行い、重大な違法行為のおそれがあった場合は、詳細な調査を行った上、後日勧告等を行う。 また、試料を採取した場合は、試料の分析結果について後日通知等を行う。</p> <p>2 結果の公表 検査の結果は、毎年発行する「環境白書」に掲載するとともに、ホームページで公表している。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善指導については、改善報告書の提出を求めるとともに、必要に応じ現地確認を行う。 また、改善指導の対応状況等を踏まえ、必要に応じて勧告等の行政指導を積重ね、行政指導に従わない場合は行政措置（改善命令、使用停止命令、許可の取消し）を行う。</p> <p>4 指摘事項等の状況 処理事業場外の廃棄物撤去・適正処理など39件について、勧告等の行政指導を行った。</p>
	不適正事案への対応	<p>不適正事案については、改善に向けた指導を繰返し、特に悪質な事案に対しては、警察等とも連携を図りながら監視を強化している。 なお、平成20年度の産業廃棄物処理業者に対する処分は、県のホームページで公表している。</p>
意見	<p>産業廃棄物処理施設等立入検査は、監視指導業務運営要領により、原則として年1回以上行うこととしているが、対象施設数が多い中間処理施設については、検査実施率が低い状況にあるので、実施計画を作成し計画的に実施すべきである。</p>	

(19)

検査・監査等名称		消費生活協同組合法による検査
概要	根拠法令等	消費生活協同組合法第94条
	目的及び内容	知事所管の消費生活協同組合の経営状況を把握し、経営の健全化を促すとともに、法令に準拠した適正な生協運営を図るため、立入検査を実施する。
	対象先	知事所管の消費生活協同組合
	対象団体等数	18組合
	検査・監査数	1組合
	所管部課	環境生活部県民生活課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 県民生活課消費者行政推進室 12人(他業務との兼務) 実施する職員数 検査は、職員2名と公認会計士1名(嘱託)により実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「消費生活協同組合検査実施要領」(以下「検査実施要領」という。)を制定している。 実施計画の作成 当該年度における重点検査事項を定め、組合の運営状況等を勘案して作成している。 検査対象組合の選定に当たっては、「事業量が多いと認められる組合員2万人以上の組合、経営内容の悪化している組合、長期間検査を実施していない組合」などを優先的に選定している。 計画に対する実施状況 ・計画数 3組合 ・実施数 1組合(実施率33.3%) 実施時期(周期・間隔等) おおむね4年ないし5年に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 検査実施要領に基づき実施している。 手法 対象組合から、「検査事前報告書」及び参考資料等を事前に提出させ、あらかじめ、組合の運営状況等について把握し実施している。 関係機関等との連携 厚生労働省及び近隣都県との情報交換等を行っている。
	結果	<ol style="list-style-type: none"> 実施結果通知方法 検査当日に、口頭で講評しているが、指摘事項が認められるときは、後日、文書により改善指示を通知している。 結果の公表 公表していない。 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況 期限を定め文書での報告を求め、次回の検査で確認している。 指摘事項等の状況 経理書類における勘定科目の誤りなど6項目について、改善指示等を行った。

意見	消費生活協同組合に対する立入検査は、年度ごとに実施計画を作成し実施しているが、実施率が平成20年度で33.3%と低いことから、計画どおりに実施するよう努める必要がある。
----	--

(20)

検査・監査等名称		農業協同組合法に基づく検査
概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条
	目的及び内容	組合が組合員のために行う事業の健全な運営が確保されているかについて、会計帳簿類や金券等の現物の検査を通じて検証し、組合の健全運営を図る。
	対象先	農業協同組合（県内の信用・共済事業を行う総合農協）
	対象団体等数	25組合
	検査・監査数	13組合
	所管部課	農林水産部団体指導課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 団体指導課農林検査室10名及び非常勤の嘱託職員2名（銀行OB）が専任で実施する。なお、必要に応じて公認会計士が同行する。 実施する職員数 ・事前検査は本店2名、支店1名ないし2名で実施する。 ・本検査は本店に対し全員で実施する。 実施職員に対する研修 国主催の研修会への参加や、職場内研修を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「農業協同組合検査規程」を制定している 実施計画の策定 年度当初に作成している。 計画に対する実施状況 ・計画数 13組合 ・実施数 13組合（実施率100%） 実施時期（周期・間隔等） 法では年1回を常例として行うとされているが、おおむね2年に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準の設定 検査マニュアルを定めている。 手法 ・事前検査 本店及び支店に対し、抜き打ちで一斉に現地で実施（おおむね2日程度）し、現金及び資産の現物確認並びに組合の日々の業務の状況について検査する。 ・本検査 事前検査後に通告のうえ、本店及び支店ごとに、全ての業務内容について検査（1組合に対して1週間から2週間程度）する。 関係機関との連携 必要に応じて国又は公認会計士が同行する。

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告書等の徴収及び改善状況の確認方法 指摘すべき事項を発見した場合は、改善報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて次回の検査において、改善状況等について確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 法令等遵守態勢の取組強化や内部牽制機能の充実などに関し、13組合に対して計370件の指摘等を行った。</p>
	不 適 正 事 案 へ の 対 応	過去3年間、毎年、横領事件が発生しており、不祥事件の報告及び改善報告を受け、当該組合に対する指導を実施するとともに、検査時に取組みの状況について確認している。
	そ の 他	行政機関が行う検査のほか、全国農業協同組合中央会が25組合全てに対して毎年検査を行っている。
意見	検査周期について、農業協同組合法では年1回を常例とするとされているが、県ではおおむね2年に1回となっていることから、検査周期を上げるよう努める必要がある。	

(21)

検査・監査等名称		水産業協同組合法に基づく検査
概要	根拠法令等	水産業協同組合法第123条
	目的及び内容	合法性、合目的性及び合理性の観点から、業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、水産業の健全な発達に資することを目的とする。
	対象先	水産業協同組合
	対象団体等数	76組合 内訳 沿海地区 41組合 内水面 18組合 水産加工 14組合 業種別 1組合 連合会 2組合
	検査・監査数	43組合 内訳 沿海地区 31組合 内水面 8組合 水産加工 4組合
所管部課		農林水産部団体指導課
検査・監査等の状況	体制	<p>1 体制及び人数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制 団体指導課及び水産事務所ごとに担当区域を定めて検査を実施し、各水産事務所所管組合のうち、規模の大きな組合に対しては団体指導課が応援派遣又は主体となって共同で検査を実施する。 ・人数 団体指導課水産指導検査室3名(専任)、非常勤の嘱託職員1名(銀行OB)、各水産事務所職員4名(他業務と兼務) <p>2 実施する職員数 団体指導課水産指導検査室4名又は水産事務所4名で実施する。 なお、共同で実施する場合は、規模に応じてそれぞれ職員を派遣する。</p> <p>3 実施職員に対する研修 国主催の研修への参加、職場内研修及び各水産事務所の職員に対する研修を毎年実施している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 「水産業協同組合検査規程」を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 各水産事務所との会議により年間計画を作成している。 検査を行う組合の選定については、地域ごとに所轄を定めて計画するが、組合の規模や問題事案の発生状況などに応じて、団体指導課と各水産事務所の検査態勢を調整のうえ実施する。</p> <p>3 計画に対する実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画数 43組合 ・実施数 43組合 (実施率100%) 内訳 団体指導課のみで実施 9組合 水産事務所のみで実施 18組合 合同で実施 16組合 計43組合 <p>4 実施時期(周期・間隔等) 法では年1回を常例として行うとされているが、沿海地区漁業組合は2年に1回以上、その他の組合は3年に1回実施する。</p>

検査・監査等の状況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 検査の実施方針及び検査マニュアルを定めている。</p> <p>2 手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前検査 沿海地区漁業組合に対してのみ抜き打ちで実施する。ただし、前回検査指摘に対する改善状況を確認するための事後確認検査（本検査の一種）の場合には、事前検査を省略する。おおむね1日で行い、本検査における計数等を確定する。 ・本検査 事前検査後に通告のうえ、全ての業務内容について検査（おおむね2日間）する。
	結果	<p>1 実施結果通知方法 文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告書等の徴収及び改善状況の確認方法 指摘すべき事項を発見した場合は、改善報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて次の検査において、改善状況等について確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 総会の開催・議事手続等の不備、決算事務の適性化などに関し、43組合に対して計382件の指摘等を行った。</p>

意見	<p>検査周期について、水産業協同組合法では年1回を常例とするとされているが、県では2年ないし3年に1回となっていることから、検査周期を上げるよう努める必要がある。</p> <p>また、原則として無通告で実施すべき検査について、一部を事前通告としていることから、その妥当性について検証する必要がある。</p>
----	--

(22)

検査・監査等名称		食品表示（JAS法）立入検査
概要	根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第21条、第23条等
	目的及び内容	消費者の食品選択の目安となる情報を正確に伝えるため、食品等の品質に関する表示が適正に行われるよう、事業者を指導する。
	対象先	食品販売業者、食品製造業者
	対象団体等数	対象施設数 不詳（店舗、工場、圃場、事業所等が対象であるが、小売販売店など店舗数が多く、また常に数に変動があるため把握できない）
	検査・監査数	巡回指導 1,395件 任意調査 77件 計 1,472件
	所管部課	農林水産部安全農業推進課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> 巡回指導 水産課、各農林振興センター企画振興課及び各水産事務所職員（いずれも他業務と兼務） 通報があった場合の立入検査等 安全農業推進課食の安心推進室3名（専任）、水産課、農林振興センター及び水産事務所（いずれも他業務と兼務） 実施する職員数 検査は2名以上で実施している。 実施職員に対する研修 国が主催する法の基礎研修へ参加するほか、新任担当者を対象とした職場内研修を実施している。 通報制度の設置 「千葉県食品表示ウォッチャー」、「食品表示相談窓口」の設置 食品表示ウォッチャー：県民から公募（県民だより）により50名に委嘱している。 日常の買物をしている店舗の食品表示状況の定例報告及び表示が全くない場合に報告してもらう。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「農林水産物資の品質表示の適正化に関する指導事務処理要綱」（以下「処理要綱」という。）を制定している。 実施計画の作成 安全農業推進課で年間計画を定め、各農林振興センター等において4半期ごとに詳細な実施計画を定めている。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 計画数 1,220件 実施数 1,395件（実施率114.3%）

検査・ 監査等 の 状 況	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 処理要綱及び「食品品質表示に係る巡回指導マニュアル」に基づき実施している。</p> <p>2 手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導 品目を定め、小売販売店等ランダムに抽出して行うほか、食品表示ウォッチャーの情報を元に店舗を選出し、抜き打ちで実施する。 ・任意調査 通報等より、表示に疑義がある場合などに出向いて調査する。 ・立入検査 任意調査を拒まれた場合に検査する。 <p>3 関係機関との連携 農林水産省関東農政局千葉農政事務所や保健所等と情報の共有化及び必要に応じて合同調査を実施している。</p>
	結 果	<p>1 実施結果通知方法 表示に疑義や違反があった場合は、啓発書の交付や改善指示、文書による指導を行っている。</p> <p>2 結果の公表 指示事案については、ホームページへ掲載するとともに、報道機関へ情報提供をしている。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書指導又は指示については、改善計画書を提出させるとともに確認調査を実施している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 不適正表示を行った事業者に対して、啓発書の交付のほか、改善指示及び文書指導を18件行った。</p>
	不 適 正 事 案 へ の 対 応	<p>平成20年度は産地不適正表示等を行った8業者に対して改善指示及び公表を行った。</p> <p>また、適正な食品表示をさらに徹底するため、関係機関（国の機関、保健所等）との連携の強化や食品表示ウォッチャー制度の活用の拡大（平成20年度50名から平成21年度100名委嘱）を図った。</p>

意 見	<p>検査等の対象となる食品販売業者や食品製造業者は数が多く、また常に廃業する者や新規開業者があり、実態数を把握することが困難となっている状況である。</p> <p>このような状況下において県内全域の実態を把握し、検査等を行うことは難しいものと思われることから、通報制度の充実や市町村を含む関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>
--------	--

(2 3)

検査・監査等名称		土地改良区等検査
概要	根拠法令等	土地改良法第132条、第133条
	目的及び内容	土地改良区等に、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資する。
	対象先	土地改良区及び土地改良区連合
	対象団体等数	228地区
	検査・監査数	79地区
	所管部課	農林水産部農村振興課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興課土地改良団体室 5名（他業務と兼務） ・各農林振興センター基盤整備部指導管理課 3名（他業務と兼務） 実施する職員数 検査は2名又は3名で実施している。 実施職員に対する研修 国主催の検査職員研修に参加するほか、職場内研修を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 「土地改良区等検査実施要綱」、「土地改良区等検査実施要領」を制定している。 実施計画の作成 検査計画を作成している。 計画に対する実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・計画数 81地区 <ul style="list-style-type: none"> 農村振興課 29地区 農林振興センター 52地区 ・実施数 79地区（休眠状態の2地区を除く）（実施率97.5%） 実施時期（周期・間隔等） 3年に1回実施する。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準の設定 土地改良区等検査実施要領に基づき実施している。 手法 検査は、検査資料の事前提出を求めた後、各項目の検査留意事項を記載した検査事項別検査書により実地で検査を行う。 役員等が常駐していない団体が多数あるため通告により実施している。 関係機関等との連携 毎年協議し、国が大規模な土地改良区の検査を実施している。

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 検査終了後、現地で講評を行い、後日、検査結果を文書にて通知している。</p> <p>2 結果の公表 公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善事項については、毎年確認するとともに、次回の検査においても再度確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 諸規程・記録類、会計経理に関する事項など648件の指摘を行った。</p>
	不 適 正 事 案 へ の 対 応	<p>近年の土地改良区の不祥事をうけ、農村振興課で行う検査地区数を増加するとともに、検査担当者の公務員倫理に基づく自覚を促し、土地改良区検査の手法及び項目などを対象とする研修を充実させ、より一層厳格な検査を行うよう改善を図った。</p>

(24)

検査・監査等名称		建設業者立入検査
概要	根拠法令等	建設業法第31条
	目的及び内容	建設業法の規定に基づく手続き等の適正化を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保するとともに、不良・不適格業者の排除を徹底し、もって建設業の健全な発展、発注者の保護等を促進する。
	対象先	建設業者
	対象団体等数	許可業者18,050業者 <28業種(許可:建築一式1500万以上、以外500万以上)>
	検査・監査数	18業者
	所管部課	県土整備部建設・不動産業課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数等 建設・不動産業課建設業・契約室 6名(他業務と兼務) 2 実施職員の資格 立入検査をする職員は、「1年以上建設に関する行政の経験を有する者でなければならない。」とされており、現在、2名の有資格者で実施している。 3 実施する職員数 検査は2名で実施している。 4 実施する職員に対する研修 新任職員を対象に、関係規程等の職場内研修を実施している。 4 通報制度の設置 週1回、弁護士、建築士による「建設工事紛争相談所等」を設けている。 相談内容の中で業務違反等があれば、随時立入検査を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の制定 制定していない。 2 実施計画の作成 作成していないが、「下請取引等実態調査」(年1回、国が実施)の結果を基に、法令違反や疑義のある業者を選定し、検査を実施している。 3 計画に対する実施状況 ・実施数 18業者
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施基準等の設定 取扱基準(内規)を定めているほか、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」(以下「処分基準」という。)を定めている。 2 手法 具体的な検査手法を定めたものはないが、立入検査は事前に通知し実施しているが、法令違反や疑義のある場合等については、抜き打ち的な検査を実施することもある。 3 関係機関等との連携 立入検査の結果によっては処分の対象になる場合も生じることから、国・県の関係部署と随時調整を行っている。

検査・監査等の状況	結果	<p>1 実施結果通知方法 検査時に口頭で指示し、後日、文書で通知している。</p> <p>2 結果の公表 公表していない。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書による指導は、文書等で改善報告書の提出を求めるとともに、立入検査等により改善状況を確認している。</p> <p>4 指摘事項等の状況 文書による指導はなかったが、変更契約の漏れ、下請業者からの見積書の徴収漏れなどについて、口頭による指導を行った。</p>
	不適正事案への対応	<p>県の発注工事をめぐる談合事件を受け、県の入札制度を見直すとともに、「談合情報対応マニュアル」の見直しを行った。</p>
意見	<p>建設業者立入検査は、定期的に行われる検査ではなく、法令違反や疑義のある業者を選定して行われているが、検査対象の選定や検査手順・方法を定めた実施要綱等がないので制定する必要がある。</p>	

(25)

検査・監査等名称		宅地建物取引業者に対する立入検査
概要	根拠法令等	宅地建物取引業法第72条
	目的及び内容	宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、事務所その他宅地建物取引業務を行う場所に立入り、帳簿、書類その他業務に係りのある物件を検査する。
	対象先	宅地建物取引業者
	対象団体等数	4,960業者
	検査・監査数	82業者
	所管部課	県土整備部建設・不動産課
検査・監査等の状況	体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数等 建設・不動産課不動産室 8名(他業務と兼務) 実施する職員数 検査は2名体制で実施している。 実施職員に対する研修 一都三県、関東甲信ブロック会議などにおける勉強会や強化月間(例年11月)前に職場内で勉強会等を実施している。 通報制度の設置 電話での相談(苦情・トラブル等)窓口(毎月曜:宅地建物取引業協会職員、月1回:弁護士)を設けている。 事案の内容により、必要に応じて、呼出しによる聴き取り調査や立入検査等を実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の制定 制定していない。 実施計画の作成 作成していないが、県民又は宅地建物取引業協会からの相談、苦情のあった業者、開業1年未満の業者等を対象に検査を実施している。 計画に対する実施状況 ・実施数 82業者 実施時期 国土交通省が全国的に調査依頼する「店舗調査強化月間」に合わせて、約1ヶ月間で集中実施している。
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 実施基準等の設定 実施基準は設定していないが、処分基準について、平成21年4月に「宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者の違反行為に対する監督処分の基準」を設定した。 手法 立入検査は、実施日の1日から2日前に電話で通知している。 関係機関等との連携 11月の立入検査強化月間に、環境生活部県民生活課と共同で実施している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検査・監査等の状況</p>	<p style="text-align: center;">結 果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施結果通知方法 内容が軽微なものであればその場で口頭指導し、必要に応じ文書で通知している。 2 結果の公表 監督処分をした場合は、法の規定に基づき公表している。その他は、公表していない。 3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善事項について、文書で報告を求めるとともに指導している。 4 指摘事項等の状況 文書による指導はなかったが、従事者名簿の整備、従業員証の作成漏れなどによる口頭指導を行った。
--	--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">意見</p>	<p>宅地建物取引業者に対する立入検査は、定期的に行われる検査ではなく、開業1年の業者や苦情のあった業者などを選定して行われているが、検査対象の選定や検査の手順・方法等を定めた実施要綱等がないので、制定する必要がある。</p>
---	---

(2 6)

検査・監査等名称		特例民法法人立入検査
概 要	根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条による改正前の民法第67条第3項
	目的及び内容	特例民法法人の業務の運営状況及び財産、会計経理の状況等の検査を通じ、業務の公益性及び事業目的に合致した適正な運営がされているかを確認し、法人を指導監督する。
	対象先	特例民法法人（従来の公益法人）
	対象団体等数	知事所管（警察本部含む）特例民法法人 370法人 教育委員会所管特例民法法人 82法人 計 452法人
	検査・監査数	知事所管特例民法法人 74法人、 教育委員会所管特例民法法人 2法人 計 76法人
	所管部課	知事部局・警察本部・教育委員会の各課 計58課
検査・監査等の状況	体制	1 体制及び人数等 ・知事部局（警察本部を含む。） 当該法人の目的・事業に関連する事務を所管している所管課が行っている。（他業務と兼務） なお、指導監督事務の統一性、整合性の確保を総務部政策法務課が行っている。 ・教育委員会 教育庁企画管理部教育総務課において一括して行っている。（他業務と兼務） 2 実施する職員数 立入検査は各所管課とも3名程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 事務担当者を対象とした内部研修を開催している。 所管課のなかには、「簿記研修」等の専門研修を受講している職員もいるが、受講の機会が少ない状況である。
	計画	1 実施要綱等の制定 「公益法人検査要綱」、「特例民法法人事務取扱規程」（以下「取扱規程」という。）を制定している。 2 実施計画の作成 実施計画を作成している所管課は約半数であり、他の所管課は、所管法人数が少ない等により計画を策定していなかった。 3 計画に対する実施状況 平成18年度から平成20年度 ・知事部局（警察本部を含む。） 計画数 370法人 実施数 315法人（実施率85.1%） ・教育委員会 計画数 82法人 実施数 29法人（実施率35.4%）

検査・監査等の状況	計 画	<p>4 平成18年度から平成20年度に立入検査を実施していない所管課や実施率が低い所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査未実施の所管課 <ul style="list-style-type: none"> 総務部総務ワークステーション 1法人 健康福祉部障害福祉課 4法人(平成21年度以降、全法人を対象に、立入検査を実施することとしている。) 健康福祉部医療整備課 63法人(平成21年度に、全法人を対象に、書面検査を実施することとしている。) 健康福祉部疾病対策課 2法人 ・実施率が低い所管課 <ul style="list-style-type: none"> 商工労働部観光課 <ul style="list-style-type: none"> 対 象 8法人 実施数 2法人(実施率25%) 教育庁企画管理部教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> 対 象 82法人 実施数 29法人(実施率35.4%) <p>5 実施時期(周期・間隔等) 3年に1回実施する。</p>
	基準及び手法	<p>1 実施基準等の設定 国が定めた「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」を準用し実施している。</p> <p>2 手 法 法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、検査している。</p>
	結 果	<p>1 実施結果通知 検査終了後、口頭で講評を行うとともに、改善を要する事項がある場合は、文書で通知する。</p> <p>2 結果の公表 公表していないが、今後、公表方法等について検討する予定である。</p> <p>3 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書通知による改善すべき事項については、必要に応じてその結果を文書で報告させる。</p> <p>4 平成20年度の指摘事項等の状況 改善すべき点があるとされた主な指摘事項は、次のとおりである。 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない 内部留保の水準が高い 事務処理等に関する規程が整備されていない</p>
	不適正事案への対応	<p>財団法人の会計事務を行っていた学校事務職員が、法人の金を着服した不正事案を受け、教育委員会において所管する全ての法人に対し、会計業務の管理体制を改めて確認するよう通知し、注意喚起を促した。</p>

意見	<p>1 立入検査の実施について 立入検査は、取扱規程で3年に1回行うこととしているが、立入検査を実施していない所管課や実施率が低い所管課がある。これらについては、計画的に検査を実施すべきである。</p> <p>2 所管課における指導監督体制の強化について (1) 知事部局の所管課の中には、立入検査の実施率が低いなど指導監督が必ずしも十分と言えない所管課が認められるので、事務分掌・業務配分等の見直しや総務部政策法務課との連携を密にするなど、効果的な指導監督体制の検討が必要である。 (2) 教育庁においては、指導監督事務を企画管理部教育総務課で一括して行っているが、所管法人が多く指導監督が必ずしも十分と認められないので、効果的な指導監督体制の検討が必要である。</p> <p>3 所管課に対する指導強化について 各所管課では、立入検査の結果報告、各法人からの定期報告・届出の合議を、総務部政策法務課に行っているところであるが、総務部政策法務課においては、これらの事務処理の状況を的確に把握するとともに、特例民法法人の指導監督における適切な事務執行を確保するため、所管課に対し、一層の指導強化を図る必要がある。</p>
----	---

特例民法法人：従来の公益法人。平成20年12月1日から新公益法人制度が施行され、5年間の移行期間に、新制度の公益法人又は一般法人に移行する等とされており、それまでの間は、特例民法法人として存続し、特例民法法人に対する所管官庁等の指導監督は、従前どおりとされている。

資 料

法令等に基づく検査・監査等一覧

検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
1 土地開発公社業務検査	・公有地の拡大の推進に関する法律第19条	市町村等土地開発公社	19	総務部 市町村課	
2 市町村職員共済組合監査	地方公務員等共済組合法第144条の27第4項、第144条の29第3項 地方公務員等共済組合法施行令第67条第1項	市町村職員共済組合	1	総務部 市町村課	
3 行政書士法に基づく立入検査	行政書士法第13条の22第1項	行政書士又は行政書士法人	約1,600	総務部 政策法務課	
4 学校法人検査指導	私立学校振興助成法第12条第1号	学校法人	394	総務部 学事課	
5 知事認可水道事業者等立入検査	水道法第39条第1項	知事認可水道事業者等	21	総合企画部 水政課	
6 社会福祉法人の指導監査	社会福祉法第56条	社会福祉法人	417	健康福祉部 健康福祉指導課	
7 生活保護法による指定機関に対する検査	生活保護法第54条の2第4項	指定介護機関	9,516	健康福祉部 健康福祉指導課	
8 児童福祉行政指導監査	児童福祉法第46条第1項、第59条第1項 児童福祉法施行令第38条、児童福祉法施行規則第49条	保育所、認可外保育施設(指定都市・中核市除く)	認可保育所 537 認可外保育施設 145	健康福祉部 児童家庭課	
9 児童福祉施設にかかる指導監査	児童福祉法第46条、児童福祉法施行令第38条	児童福祉施設	15	健康福祉部 児童家庭課	
10 老人福祉施設指導監査・有料老人ホーム立入検査	老人福祉法18条第2項、第29条第7項 社会福祉法第56条、第70条	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	397	健康福祉部 高齢者福祉課	
11 精神科病院実地指導・実地審査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6	精神科病院	45	健康福祉部 障害福祉課	
12 指定自立支援医療機関に対する指導・監査	障害者自立支援法第63条及び第66条	指定自立支援医療機関	438	健康福祉部 障害福祉課	
13 指定障害福祉サービス等事業者実地指導・監査監査	障害者自立支援法第11条第2項、第48条	指定障害福祉サービス等事業所	1,838	健康福祉部 障害福祉課	
14 保険医療機関等及び保険医等の指導・監査	国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条	保険医療機関、保険薬局	8,752	健康福祉部 保険指導課	
15 国民健康保険団体連合会に対する指導監督	国民健康保険法第4条2項、第106条、第108条	国民健康保険団体連合会	1	健康福祉部 保険指導課	
16 国民健康保険組合に対する指導監督	国民健康保険法第4条2項、第106条、第108条	国民健康保険組合	3	健康福祉部 保険指導課	
17 介護保険法に基づく指導監査	介護保険法第24条、第76条第1項、第83条第1項、第90条第1項、第115条の7第1項	介護保険指定事業者	8,701	健康福祉部 保険指導課	
18 介護老人保健施設監査	介護保険法第76条、第100条及び第115条の7	介護老人保健施設	111	健康福祉部 医療整備課	
19 衛生検査所の検査	臨床検査技師等に関する法律第20条の5 外	衛生検査所	10	健康福祉部 医療整備課	
20 医療法人の監査	医療法第63条	医療法人	1,286	健康福祉部 医療整備課	
21 医療機関の検査	医療法第25条第1項等	病院、診療所等	461	健康福祉部 医療整備課	
22 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻関係立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38、覚せい剤取締法第32条、大麻取締法第21条	病院、診療所、薬局、研究施設等	24,619	健康福祉部 薬務課	

	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
23	採血所立入検査	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律第23条	採血事業者	8	健康福祉部 薬務課	
24	温泉利用許可施設監視	温泉法第35条	温泉利用許可を受けた者	242	健康福祉部 薬務課	
25	水道施設等検査	水道法第39条 千葉県小規模水道条例第17条	専用水道・簡易専用水道・小規模専用水道等	7,165	健康福祉部 薬務課	
26	薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に対する薬事監視	薬事法第69条	薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等の業者	17,813	健康福祉部 薬務課	
27	毒物劇物監視	毒物及び劇物取締法第17条	毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者等	2,037	健康福祉部 薬務課	
28	医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業に対する薬事監視	薬事法第69条、第14条第6項	医薬品等の製造業・製造販売業及び医療機器修理業の許可業者	828	健康福祉部 薬務課	
29	食品衛生施設の監視指導	食品衛生法第24条、第28条、第30条	食品又は添加物等を採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売するもの	103,188	健康福祉部 衛生指導課	
30	ふく営業認証施設の監視指導	ふくの取扱い等に関する条例第19条	ふく営業認証施設	525	健康福祉部 衛生指導課	
31	理容所立入検査	理容師法第13条	理容所	3,862	健康福祉部 衛生指導課	
32	美容所立入検査	美容師法第14条	美容所	5,905	健康福祉部 衛生指導課	
33	クリーニング所立入検査	クリーニング業法第10条	クリーニング所	3,176	健康福祉部 衛生指導課	
34	興行場立入検査	興行場法第5条	興行所	119	健康福祉部 衛生指導課	
35	公衆浴場立入検査	公衆浴場法第6条	公衆浴場	701	健康福祉部 衛生指導課	
36	旅館業立入調査	旅館業法第7条	旅館	2,239	健康福祉部 衛生指導課	
37	遊泳用プール立入検査	千葉県遊泳用プール指導要綱第14	プール施設	345	健康福祉部 衛生指導課	
38	特定建築物立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条	登録事業所	669	健康福祉部 衛生指導課	
39	建築物衛生事業登録営業所立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	登録営業所	380	健康福祉部 衛生指導課	
40	「化製場等に関する法律」に規定される施設への立入検査	化製場等に関する法律第6条、第8条、第9条	化製場、死亡獣畜取扱場等	184	健康福祉部 衛生指導課	
41	動物取扱業立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条	動物取扱業者	1,307	健康福祉部 衛生指導課	
42	特定動物飼養又は保管施設の立入検査	動物の愛護及び管理に関する法律第33条	特定動物飼養者	34	健康福祉部 衛生指導課	
43	VOC条例に基づくVOC排出事業所立入検査	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例第7条、第8条及び第12条	VOC(揮発性有機化合物)排出事業者	約150	環境生活部 大気保全課	
44	大気汚染防止法に基づく立入検査	大気汚染防止法第26条第1項	施設の届出者	施設:5,714 事業所:1,085	環境生活部 大気保全課	

	検査・監査等名称	根 拠 法 令 等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
45	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項	施設の届出者	施設 442 事業者 319	環境生活部 大気保全課	
46	ディーゼル条例に基づく運行規制適合状況の確認指導(事業所立入検査)	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例第15条	ディーゼル自動車 を運行し、若しくは 運行させている者 の事業所	360	環境生活部 大気保全課	
47	水質汚濁防止法に基づく特定事業場等排水立入検査	水質汚濁防止法第22条第1項	水質汚濁防止法に 定める特定事業場	1,353	環境生活部 水質保全課	
48	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場等排水立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項	ダイオキシン類対 策特別措置法に定 める特定事業場	67	環境生活部 水質保全課	
49	浄化槽等立入検査	浄化槽法第53条第2項	浄化槽管理者、浄 化槽保守点検業 者、指定検査機関 (県内1団体)	浄化槽管理者 503,316 保守点検業者 511	環境生活部 水質保全課	
50	浄化槽保守点検業者立入検査	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第2項	知事登録を受けた 浄化槽保守点検業 者	511	環境生活部 水質保全課	
51	産業廃棄物発生事業所立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法第18条第1項、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第28条第1項、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例第6条第1項	産業廃棄物排出事 業所	約 20万	環境生活部 資源循環推進課	
52	一般廃棄物処理施設立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条	市町村・一部事務 組合及び民間事業 者が設置する一般 廃棄物処理施設	258	環境生活部 廃棄物指導課	
53	産業廃棄物処理施設等立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条	県許可産業廃棄物 処理業者及び特別 管理産業廃棄物処 理業者	6,975	環境生活部 廃棄物指導課	
54	第一種フロン類回収業者等立入検査	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条	第一種フロン類回 収業者	831	環境生活部 廃棄物指導課	
55	自動車リサイクル法業者立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条	引取業者、フロン 類回収業者、解体 業者、破砕業者	5,126	環境生活部 廃棄物指導課	
56	特定事業(残土事業)定期検査、廃止(完了、終了)検査	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条、第20条、第21条、第21条の2	特定事業の許可を 受けた者	83	環境生活部 廃棄物指導課	
57	貸金業法に基づく立入検査	貸金業法第24条の6の10	知事登録業者	172	環境生活部 県民生活課	
58	消費生活協同組合法による検査	消費生活協同組合法第94条	知事所管の消費生 活協同組合	18	環境生活部 県民生活課	
59	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査等	不当景品類及び不当表示防止法第9条	事業者	不詳	環境生活部 県民生活課 (消費者センター)	
60	割賦販売法による立入検査	割賦販売法第41条第1項	前払式特定取引事 業者	4	環境生活部 県民生活課 (消費者センター)	
61	特定商取引に関する法律による検査	特定商取引に関する法律第66条第1項	法律に定める販売 業者	不詳	環境生活部 県民生活課 (消費者センター)	
62	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例による調査	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例第35条第1項	事業者	不詳	環境生活部 県民生活課 (消費者センター)	

	検査・監査等名称	根 拠 法 令 等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
63	青少年健全育成条例に基づく立入調査	千葉県青少年健全育成条例第26条	コンビニ、カラオケ、インターネットカフェ、まんが喫茶等	不詳	環境生活部 県民生活課	
64	特定非営利活動法人に対する立入検査	特定非営利活動促進法第41条	特定非営利活動法人	1,407	環境生活部 NPO活動推進課	
65	商工会議所に係る監査	商工会議所法第58条	商工会議所	20	商工労働部 経済政策課	
66	商工会等に係る監査(商工会・商工会連合会分)	商工会法第50条	商工会、商工会連合会	44	商工労働部 経済政策課	
67	千葉県信用保証協会検査	信用保証協会法第35条、第51条、信用保証協会施行令第6条	千葉県信用保証協会	1	商工労働部 経営支援課	
68	火薬類取扱事業者・火薬類消費場所立入検査	火薬類取締法第43条	火薬類取扱事業者、火薬類消費場所	380	商工労働部 保安課	
69	猟銃等製造販売事業者の立入検査	武器等製造法第25条	猟銃等製造販売事業者	52	商工労働部 保安課	
70	電気工事業の業務に関する調査	電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条	登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者	219	商工労働部 保安課	
71	電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査	電気用品安全法 第46条第1項、同法施行令第5条	電気用品販売事業者	不詳	商工労働部 保安課	
72	高圧ガス関係事業所立入検査	高圧ガス保安法第62条第1項	製造事業所、貯蔵所の所有者、販売業者、輸入業者等	5,182	商工労働部 保安課	
73	液化石油ガス法に基づく立入検査	液化石油ガス法第83条第3項及び第4項	販売事業者、液化石油ガス器具等の販売事業者等	1,815	商工労働部 保安課	
74	砂利採取法に基づく立入検査、監視、現地調査	砂利採取法第34条第2項	砂利採取場	135	商工労働部 保安課	
75	採石法に基づく立入検査、監視、現地調査	採石法第42条第1項	岩石採取場	8	商工労働部 保安課	
76	千葉県土採取条例に基づく立入検査、監視、現地調査	千葉県土採取条例第17条	土採取場	46	商工労働部 保安課	
77	計量法に基づく立入検査	計量法第148条	届出製造事業者、届出修理事業者、計量器販売事業者等	約 5,000	商工労働部 保安課 (県計量検定所)	
78	旅行業法に基づく立入検査	旅行業法第26条第2項	知事登録の第2種旅行業者、第3種旅行業者等	16	商工労働部 観光課	
79	国際観光ホテル整備法に基づく立入検査	国際観光ホテル整備法第44条	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館	37	商工労働部 観光課	
80	千葉県職業能力開発協会業務検査	職業能力開発促進法第90条(同法第74条の準用)	都道府県職業能力開発協会	1	商工労働部 産業人材課	
81	農業協同組合法に基づく検査	農業協同組合法第94条	農業協同組合	25	農林水産部 団体指導課	
82	森林組合法による検査	森林組合法第111条	森林組合	2	農林水産部 団体指導課	
83	水産業協同組合法に基づく検査	水産業協同組合法第123条	水産業協同組合	76	農林水産部 団体指導課	
84	農業共済組合検査	農業災害補償法第142条の2から142条の4	農業共済組合	6	農林水産部 団体指導課	
85	農業者年金等監査指導	独立行政法人農業者年金基金法第64条及び第65条、同法施行令第36条	市町村農業委員会、農業協同組合	80	農林水産部 団体指導課	

	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
86	卸売市場検査	卸売市場法第66条	地方卸売市場の開設者、卸売業者	112	農林水産部 生産販売振興課	
87	農薬立入検査	農薬取り締まり法第13条、同法施行令第4条	農薬販売者、農薬使用者	(販売店) 1,900 (使用者) 不詳	農林水産部 安全農業推進課	
88	食品表示(JAS法)立入検査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第21条、第23条等	食品販売業者、食品製造業者	不詳	農林水産部 安全農業推進課	
89	肥料立入検査	肥料取締法第30条	肥料製造業者、肥料販売業者、肥料輸入業者	769	農林水産部 安全農業推進課	
90	違反転用指導	農地法第83条の2(82条)	法人及び個人	不詳	農林水産部 農地課	
91	土地改良区等検査	土地改良法第132条、第133条	土地改良区及び土地改良区連合	228	農林水産部 農村振興課	
92	牛乳及び乳製品の価格の安定を図るための報告の徴収及び立入検査	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第23条	特定乳製品の生産者、販売業者	15	農林水産部 畜産課	
93	酪農及び肉用牛生産の振興に関する生産者等への立入検査	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第25条	牛乳・乳製品の生産者、集荷者、保管者、販売者	20	農林水産部 畜産課	
94	家畜商法に基づく立入検査	家畜商法第11条の3	家畜商	80	農林水産部 畜産課	
95	家畜取引法に基づく検査	家畜取引法第29条	家畜市場の開設者	3	農林水産部 畜産課	
96	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく検査	肉用子牛生産安定等特別措置法第17条	生産者、集荷業者、販売業者等	不詳	農林水産部 畜産課	
97	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の収去及び検査	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)第56条	飼料製造業者、飼料販売業者、飼料中継保管施設	467	農林水産部 畜産課	
98	飼育動物診療施設に対する報告の徴収及び立入検査	獣医師法第21条、獣医療法第8条	飼育動物診療施設開設者等	673	農林水産部 畜産課	
99	動物用医薬品製造販売業者等に係る薬事監視	薬事法第69条(動物用医薬品に係る部分は第83条の読み替え規定による)	動物用医薬品等製造販売業者、製造業者、販売業者等	606	農林水産部 畜産課	
100	家畜の伝染性疾病を予防するための立入検査等	家畜伝染病予防法第51条	畜産農家、畜産関連施設等	2,123	農林水産部 畜産課	
101	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく立入検査	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条	畜産業を営む者	1,575	農林水産部 畜産課	
102	漁船検認	漁船法第13条、第50条、同法施行規則第11条、千葉県漁船法施行細則第10条	漁船登録票の交付を受けたもの	2,451	農林水産部 水産局水産課	
103	建設業者立入検査	建設業法第31条	建設業者	18,050	県土整備部 建設・不動産課	
104	宅地建物取引業者に対する立入検査	宅地建物取引業法第72条	宅地建物取引業者	4,960	県土整備部 建設・不動産課	
105	千葉県土地開発公社検査	公有地の拡大の推進に関する法律第19条及び地方自治法第221条第3項	千葉県土地開発公社	1	県土整備部 用地課	
106	知事登録不動産鑑定業者に対する検査	不動産の鑑定評価に関する法律第45条	知事登録を受けた不動産鑑定業者	155	県土整備部 用地課	

	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	団体等数	所管部課	今回対象
107	地方道路公社法に基づく検査	地方道路公社法第38条	千葉県道路公社	1	県土整備部 道路計画課	
108	土砂採取法に基づく検査	土砂採取法第34条	知事許可業者	0	県土整備部 河川環境課	
109	土地区画整理法に基づく検査	土地区画整理法第125条	土地区画整理組合	41	県土整備部 都市整備課	
110	指定構造計算適合性判定機関検査	建築基準法第77条35の12第1項	指定構造計算適合性判定検査機関	2	県土整備部 建築指導課	
111	指定確認検査機関立入検査	建築基準法第77条の31第1項及び第2項	指定確認検査機関	26	県土整備部 建築指導課	
112	建築士事務所立入指導	建築士法第26条の2	一級・二級・木造建築士事務所	4,516	県土整備部 建築指導課	
113	地方住宅供給公社法に基づく検査	地方住宅供給公社法第40条	地方住宅供給公社	1	県土整備部 住宅課	
114	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入り	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項	風俗営業の営業所、店舗型性風俗特殊営業の営業所等	12,696	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
115	古物営業法による立入及び調査	古物営業法第22条	古物商	28,784	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
116	質屋営業法による立入及び調査	質屋営業法第24条	質屋	127	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
117	警備業者に対する立入検査	警備業法第47条第1項	県内に営業所を有する警備業者	468	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
118	探偵業者に対する立入検査	探偵業の業務の適正化に関する法律第13条	探偵業者(個人・法人)	144	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
119	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく立入検査	銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第1項、同第2項	指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場の設置者等、猟銃等保管業者	40	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
120	火薬類取締法に基づく立入検査等	火薬類取締法第43条第2項	火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所	319	警察本部 生活安全部 風俗保安課	
121	指定自動車教習所に対する定期検査等	道路交通法第99条の6 千葉県道路交通法施行細則第21条～23条	指定自動車教習所	62	警察本部交通部 運転免許本部 免許課	
122	自動車運転代行業を営む者に対する立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条	自動車運転代行業を営む者の営業所	232	警察本部交通部 交通安全教育課	
123	特例民法法人立入検査	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条による改正前の民法第67条第3項	特例民法法人(従来の公益法人)	452	知事部局・警察本部・ 教育庁の関係各課	